

## 高木正年の商法修正案に対するロessler意見書

— 解題に代えて —

高田 晴仁  
松原 太郎

一 ここに翻刻するのは、第三帝国議会開会間際の明治二十五年五月五日の日付が付された「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スルドクトルロessler氏ノ意見書」である。

右の意見書は、日本大学「松岡康毅関係文書目録」にその所蔵が記載されている（高瀬暢彦編『松岡康毅日記』（日本大学精神文化研究所研究叢書六、平成十年）四一二頁）。

筆者（高田）は、「ドクトルロessler氏」こと「ロessler博士」すなわちヘルマン・ロessler（Hermann Roessler）の商法草案を研究対象とする者であり、特に旧商法を実質的に監修したロesslerが、明治二十三年末の旧商法の施行延期決定後、明治二十六年の離日までの間にその修正についていかなる意見を述べたかについて強い関心をもってしたが、これに関わる意見書の存在は従来ほとんど知られていなかった。

その意味で、明治二十五年五月五日という第三議会開会の前日の日付のあるロesslerの意見書は貴重であり、参看の希望を企

画広報部広報課（大学史編纂）の松原太郎氏にお伝えしたところ、快くその希望に応じてくださったのみならず、松原氏は高木正年の「商法修正案」も博搜のうえ、それら双方の翻刻の労力を厭われず、合わせてここに公にする運びとなった。

さらに右に関連する史料として、「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」を掲載した。こちらは高田の翻刻によるものである。

以下、若干の解題の趣旨で、時系列を追ってこれら三つの史料について記し、識者のご高批を仰ぎたい。

二 ロesslerが明治十七年一月にドイツ語で執筆した商法草案は、ドイツ法模倣ではなく、欧米商法の混合体（corps éclec-tique）である。この複雑な草案を完全とはいかずとも、一通りこれを咀嚼するには、膨大な手間と時間を要した（高田晴仁『商法の源流と解釈』（日本評論社、令和三年）八一頁以下参照）。そ

の結果、商法全体が元老院の議定を得たのが明治二十二年六月、黒田内閣でいったん商法発布を決議したのが同年八月のことである。周知のように「条約改正、法典編纂」の両者は不可分の関係にあり、法典編纂は諸外国の領事裁判権の撤廃を目的とする条約改正にとって必要欠くべからざる手段であった。黒田内閣では、外務大臣大隈重信が実質的な副首相格であり、大隈の外交交渉と並んで、山田顕義司法大臣（兼法律取調委員長）の法典編纂が進捗していた。

しかし、大隈の強引な対英交渉を危惧した枢密院議長伊藤博文は、商法の公布を急ぐ山田の動きをいったん封じ、天皇の裁可を差止める（あるいは取消す）事態となった（高田晴仁『監査役の誕生』（國元書房、令和四年）三五頁以下）。山田も大隈外交には批判的であったが、山田は長州出身で、そもそも伊藤から法典編纂を依頼された立場であったため、伊藤の商法の公布阻止の動きは意外なことであったと思われる。

明治二十二年末の大隈の失脚の後、翌明治二十三年四月に議院開設前の駆け込み同然で旧商法典が公布されるが、その西洋的な内容に不満をもつ実業家・商人の反撥が起こった。

明治二十三年末の第一帝国議会では、民党優位の中で、商法の施行を見送りにしてでも予算案を通過させなければならない山縣首相および貴族院議長の伊藤の政治力とが相俟って、衆議院議員永井松右衛門の提出による「商法及商法施行条例施行期限法律案」が衆貴両院の協賛により可決し、「商法及商法施行条例施行

期限法律」が裁可、公布された。旧商法典は、明治二十六年一月一日まで第一回目の施行延期となった。このときに見捨てられたのも同然の山田の憤慨ぶりはよく知られるところである（『山田伯爵家文書三』（日本大学、平成三年）二二頁以下、三四頁以下）。

三 旧商法に輿論の批判が強いゆえの施行延期であったから、延期の後にも、公布された法律がそのまま実施される見込みは薄い。何らかの修正が必要な筈である。もともと、旧商法には、西洋風で日本の慣習とは異なるとか、読んでも意味がわからないという類の批判が多く、具体的にどこが不都合かという各論的な批判ないし修正意見には乏しかった。

その最も早い公的な修正意見は、第一議会議開会後の明治二十三年十二月十三日に洪沢ら東京商工会が貴衆両議長宛に提出した「商法施行延期を要する義に付請願書」に付された「意見書」である。

洪沢らは「猶商法ノ逐条審案中ニ付他日完了ヲ期ス」として途中案であることを断りつつ、右「意見書」は、旧商法の二五項目（関係条文数は九三箇条であり、旧商法一〇六四箇条のうち八・七％）について修正ないし削除を求めるものであった。これは新聞に全文が報道されて世に知られた（東京日日新聞明治二十三年十二月十七日付録・十八日。『洪沢栄一伝記史料第十九卷』（洪沢栄一伝記資料刊行会、昭和三十三年）四四一頁以下にも翻刻されている）。

山田司法大臣、箕作麟祥司法次官も捨て置くわけにはいかなかったのだろう、東京商工会による右の「意見書」に対して、ロesslerが反駁したと推定される「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」が残されている。双方が取り上げている旧商法の条文がかみ合っていることから、両者が対応関係にあることは間違いないと思われる。

後述する事情で、右のロesslerの「弁明」も高木案に対するロesslerの意見書を理解する一助となると考え、参考のためここに翻刻した。底本は、『伊藤博文文書 第四二巻 秘書類纂 法令六』（ゆまに書房、平成二十三年）一一一—一二六頁に写真復刻されている菫蕪版である。不鮮明な箇所については、宮内庁書陵部所蔵の原本と校合した。

作成時期については日付がないため推定するほかない。同年十月二十七日には施行延期が決定したのであるから、早ければ東京商工会の意見書提出後に急ぎよ作成されたのかもしれない。遅くとも次にふれる二つ目の東京商工会の商法修正意見書が提出される前であろう。

四 明治二十三年の最初の意見書に続いて、明治二十四年九月二十一日に洪沢が東京商工会残務整理委員総代の肩書きで「商法修正意見書」を司法大臣田中不二麿、農商務大臣陸奥宗光に提出した。東京商工会による二つ目の商法修正意見書である。最初の意見書よりも範囲が拡大している（前掲『洪沢栄一伝記史料第

十九卷』四六六頁以下。関係条文数は一一九箇条以上。なお、後掲の条文対照表を参照されたい）。

この間、明治二十四年五月に首相が山縣から松方へ交代したが、その直後に大津事件が勃発し、同年六月、山田司法大臣はその責を引いて田中不二麿に交代していた。

司法大臣の田中は、洪沢の二つ目の意見書について、「該意見ハ実業者流ノ提案ニ係ルヲ以テ其適否如何ハ深く講究スヘキ価値アルヲ信シ直ニ僚員ニ命シテ之カ調査ニ従事セシメタリ」と記している（前掲『伊藤博文文書 第四二巻 秘書類纂 法令六』一九七頁）。

したがって、東京商工会の二つ目の商法修正意見書に関して、ロesslerの意見書が作成されたことは確実である。ロessler自身も、「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見」の冒頭、「既ニ東京商工会ノ修正案中ニ存在シタリシ各條ニ関シテハ爰ニ再論スルノ必要ナケレハ是等ニ付テハ宜シク該案ニ対スル余ノ意見書ヲ参照ス可シ」と明言している（傍点は引用者）。

遺憾ながら東京商工会の二つ目の商法修正意見書に関するロesslerの意見書は、管見の及ぶ限り知られていない。そこで、一部なりとその欠を埋めるために、その前身にあたる三で述べたロesslerの「弁明」を翻刻して掲げることにしたわけである。

現時点で存在が確認できた各史料を整理するため、旧商法の条文ごとの対照表を作成したのでご参考ありがたいが、これによっても、東京商工会の二つ目の商法修正意見書に関するロesslerの

意見書がいわばミッシング・リンクになっていることが如実にわかる。今後の課題とするゆえんである。なお、条文対照表には、これも参考までに、明治二十五年五月十三日付の岸本辰雄らによる「東京商工会商法修正説ニ対スル駁論」を末尾に加えておいた（前掲『洪沢栄一伝記史料第十九巻』四九一頁以下）。岸本は、ロエスレルによる商法起草の最初期から関わっており、東京商工会の二つ目の意見書に対抗するものとして自ずとロエスレルの意向が色濃く反映しているものと考えられるからである。これによって、東京商工会の二つ目の意見書に対するロエスレルの意見の欠をさしあたり補うことができるのではないかと思う。

五 右に述べてきた経緯をたどった後に、田中司法大臣が商法再延期（民法は初の延期）を厳戒する中で、冒頭にのべたように第三議會開会前日の明治二十五年五月五日に作成されたのが、「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見」である。

ロエスレルがこの意見書で反駁している対象は、「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案」である。やや先後関係が錯綜するが、高木の「商法修正案」は、第三議會開会時よりも一年と二ヶ月遡る明治二十四年三月、第一議會の閉会近くのタイミンクで提出された少々時間の経過した提案である。

衆議院議員高木正年が「商法修正案」を提出した事実は各種の記録で確認しうるところである（例えば、明治二十四年三月五日官報第二三〇一号五〇頁（一〇頁）「議員高木正年ヨリ商法改正

案ヲ提出セリ」、および前掲『伊藤博文文書第四二巻 秘書類纂法令六』二九頁「明治二十四年三月 衆議院議員高木正年ハ商法改正案ヲ提出シタルモ院議ニ上ラザリシ其改正案ハ今之ヲ略ス」など）。しかし、従来その具体的内容が知られることはなく、したがって注意を払われることも皆無であった。

高木正年（一八五七年（安政三年）—一九三四年（昭和九年））は、日本初の視覚障害をもつ衆議院議員として知られている。高木が緑内障のために視力を失ったのは、「商法修正案」の提出から六年後の明治三十年、四十歳のときである。

立憲改進党の党員であり、同党の衆議院会派である「議員集会所」のメンバーであった高木が、いかなる学識に基づき、また、どのようなプロセスを経てこの「商法修正案」を作成したのかその詳細は現時点では遺憾ながら不明とせざるをえない。

手掛かりになりそうなのは島田三郎以下二四名の「賛成者」で



高木正年（『高木正年自叙傳』より）

あるが、彼らの所属会派の内訳は、改進党五名、自由党九名、大成会八名、無所属二名である。現

代風にいえば「超党派」ということになるだろう。彼らがどれほど具体的に「商法修正案」の作成に関与していたのかも不明である。このうちには山中隣之助のように東京商工会の二つの意見書に名を連ねている者や弁護士が二名含まれているものの、メンバーは民権家、資産家、玄洋社系等々とバラエティーに富んでおり、選挙区も各地に散らばっている。署名を集めただけで、実質的な意見の摺り合わせが行われたようには感じられない。

高木の属する立憲改進黨は、明治二十二年末の大隈の外務大臣免官と第一次山縣内閣成立までは、黒田内閣を支持する立場にあり、すくなくとも法典編纂に反対する側にはなかった。だが、翌明治二十三年七月の第一回総選挙では不振で、衆議院の定数三〇〇のうち、改進黨(党派「議員集会所」)の所属議員は四一名にすぎず、同年十一月の第一議會開会時には、板垣の立憲自由党(党派「弥生倶楽部」一三〇名)の後塵を押しながらも、「民党」の位置に立った。これに対して、大成会は「吏党」のイメージをもたれているが、政党ではなく、第一議會限りの院内会派にすぎない。民党以外のいわば寄り合い所帯である。

東京日日新聞は、「議會の一問題たりし商法は終ひに延期説大多数を以て勝を得たるは全く大成会が改進黨と合同したるの結果なり」と報じている(村上一博「東京日々新聞の旧商法施行延期論」法律論叢八六卷四〓五号二二五頁(平成二十六年))。この報道が正しいとすれば、商法延期法案については、合従連衡で決着がついたことになり、第一議會の予算案を巡る「吏党」と「民

党」の対立の図式とは相当に異なっていることになる。

高木の「商法修正案」に名を連ねた二四名は、「修正のための施行延期」を求めるという意味で延期派に分類される。このうち一一名が選挙干渉で知られる第二回総選挙で当選している(改進黨三名、自由党四名、旧大成会三名(ただし一一名は第三議會召集の前に死去)、無所属一名)。したがって、第三議會における「商法修正案」の再提出という可能性もありえたであろう。

六 ロエスレルがなぜ第一議會の「院議ニ上ラザリシ」高木の商法修正案について意見を求められたのか、その事情を直接明らかにする史料は見当たらないが、田中司法大臣は、第一議會で衆議院議員提出の施行延期法案が可決され、山田司法大臣が煮え湯をのまされた轍を踏まないために、衆議院議員が過去に提出した修正法案の再提出に即時反論できるように備えておき、修正案の逐条審議の末の施行再延期を防ごうとしたということであろう。田中の司法大臣就任とほぼ同時に検事総長に就いた松岡康毅の手にロエスレルの意見書が残っていたことは、右のような司法省の動きに松岡が関わっていたことを窺わせる。

第三議會開会までの間も松方内閣は多事多難であった。大津事件収拾の後、明治二十四年末の第二議會は衆院で予算削減案が可決して解散、翌二十五年二月の第二回総選挙は品川内務大臣の選挙干渉で悪名高い。民党と政府との緊張関係は高まり、民法の施行延期と商法の再延期を議決する機運はいっそう強くなった。

田中は入閣に際して、松方との間で、山縣内閣に見捨てられた山田の轍をふませない旨の確約を得ていたと述べており、法典の「修正」を名目とした民法、商法の施行延期を内閣一丸となつて断固撥ねつける、はずであつた。しかしその結末は山田と同じであつた。

明治二十五年五月十六日、貴族院で村田保ほか一五名が「修正ヲ行フガ為メ」に民法、商法を共に明治二十九年末まで施行延期する「民法商法施行延期法律案」を提出、六月六日には、これに追い討ちをかけて、東京商業会議所会頭の渋沢が貴衆両院に「商法ノ修正ヲ要スル義ニ付請願」を提出した。この請願には、新進気鋭の法学博士梅謙次郎を顧問に起用してとりまとめた大部の「商法及商法施行条例修正案」が添えられていた（『渋沢栄一伝記史料 第二十卷』（渋沢栄一伝記資料刊行会、昭和三十三年）一二頁以下）。田中の防戦空しく同月十日には延期法律が可決された。民法は初めて、商法は二度目の施行延期である。

田中はこれに不満の意を記し、「抑、修正ト延期トハ固ヨリ相伴フヘキモノニシテ、苟モ民法商法ヲ修正セントスレハ必ス其実施ヲ延期セサル可ラズ予定ノ期限ニ於テ之ヲ実施セントスレハ決シテ修正ニ着手スルコトヲ得サルナリ」として延期法を不裁可とすべきであるとなおも抵抗したが、結局、田中の司法大臣辞職で幕引きとなつた（前掲『伊藤博文文書 第四二卷 秘書類纂 法令六』二三四頁）。

天皇の不裁可権は明治憲法下で一度も行使されたことはないが、

それは商法典論争で、山田、田中の両司法大臣を犠牲にした前例のおかげといえるかもしれない。

山田、田中の蹉跌を経て、八月八日、再び伊藤が内閣首班を担うことになる。伊藤は、司法大臣を山縣に引き受けさせた。第四議會で商法の一部施行（会社法、手形法、破産法）が決定され、法典調査会の立ち上げによる民法、商法の全面的見直しが始動する。それらはすべて条約改正という「本丸」を目指した動きであつた。

ロesslerはその動きをみとどけて、明治二十六年三月末に帰欧、翌年末に南チロルで死去した。一徹なロesslerの不在が日本人による自由な商法の見直しを可能性にした面もあれば、欧州法の継受という面からみると質を下げた面もあるだろう。

ロesslerの商法意見書は、その商法草案と共に参照されるべき彼が遺した日本近代商法典への意思である。そして、高木の商法修正案に対するロesslerの意見書は、現在判明する限り、ロesslerが起草し監修した旧商法についての最後の意見書である。

（高田晴仁）

高木正年以後の修正案および反論 条文対照表

明治23年12月13日 東京商工会「意見書」(1回目)	日付不詳 「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」(1回目)	明治24年3月 高木正年提出の「商法修正案」	明治24年9月21日 商工会残務整理委員総代「商法修正意見書」(2回目)	「商法修正意見書」(2回目)のロessler意見書〔未発見〕	明治25年5月5日 ロessler「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見」	明治25年5月13日 法協「東京商工会商法修正説ニ対スル駁論」
総則	総則	総則	総則	総則	総則	総則
1条	1条	1条	1条	ロ氏の意見があると推定		1条
第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則	第1編 商ノ通則
第1章 商事及ヒ商人	第1章 商事及ヒ商人	第1章 商事及ヒ商人	第1章 商事及ヒ商人	第1章 商事及ヒ商人	第1章 商事及ヒ商人	第1章 商事及ヒ商人
		14条	14条	ロ氏の意見があると推定		14条
第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号	第3章 商号
23~30条	23条~30条	23条~30条	23条~30条	ロ氏の意見があると推定		23条~30条
		28条				
第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿	第4章 商号帳簿
		32条	32条	ロ氏の意見があると推定		32条
第5章 代務人及ヒ商業使用人	第5章 代務人及ヒ商業使用人	第5章 代務人及ヒ商業使用人	第5章 代務人及ヒ商業使用人	第5章 代務人及ヒ商業使用人	第5章 代務人及ヒ商業使用人	第5章 代務人及ヒ商業使用人
		49条	49条	ロ氏の意見があると推定		49条
		52条	52条	ロ氏の意見があると推定		52条
			63条	ロ氏の意見があると推定		63条
			65条	ロ氏の意見があると推定		65条
第6章 商事会社及ヒ共算商業組合	第6章 商事会社及ヒ共算商業組合	第6章 商事会社及ヒ共算商業組合	第6章 商事会社及ヒ共算商業組合	第6章 商事会社及ヒ共算商業組合	第6章 商事会社及ヒ共算商業組合	第6章 商事会社及ヒ共算商業組合
第1節 合名会社	第1節 合名会社	第1節 合名会社	第1節 合名会社	第1節 合名会社	第1節 合名会社	第1節 合名会社
第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設立	第1款 会社ノ設立
		74条	74条	ロ氏の意見があると推定		74条
		75条	75条	ロ氏の意見があると推定		75条
81条	81条		81条	ロ氏の意見があると推定		81条
82条	82条	82条	82条	ロ氏の意見があると推定		82条
第2款 会社契約ノ変更	第2款 会社契約ノ変更	第2款 会社契約ノ変更	第2款 会社契約ノ変更	第2款 会社契約ノ変更	第2款 会社契約ノ変更	第2款 会社契約ノ変更
		84条			84条	
第3款 社員間ノ権利義務	第3款 社員間ノ権利義務	第3款 社員間ノ権利義務	第3款 社員間ノ権利義務	第3款 社員間ノ権利義務	第3款 社員間ノ権利義務	第3款 社員間ノ権利義務
		94条			94条	
95条	95条	95条	95条	ロ氏の意見があると推定		95条
		98条	98条	ロ氏の意見があると推定		98条

高木正年の商法修正案に対するロエスレル意見書

明治23年12月13日 東京商工会「意見書」(1回目)	日付不詳 「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」(1回目)	明治24年3月 高木正年提出の「商法修正案」	明治24年9月21日 商工会残務整理委員総代「商法修正意見書」(2回目)	「商法修正意見書」(2回目)のロエスレル意見書〔未発見〕	明治25年5月5日 ロエスレル「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見」	明治25年5月13日 法治協会「東京商工会商法修正説ニ対スル駁論」
第4款 第三者ニ対スル社員ノ権利義務	第4款 第三者ニ対スル社員ノ権利義務	第4款 第三者ニ対スル社員ノ権利義務	第4款 第三者ニ対スル社員ノ権利義務	第4款 第三者ニ対スル社員ノ権利義務	第4款 第三者ニ対スル社員ノ権利義務	第4款 第三者ニ対スル社員ノ権利義務
			112条	ロ氏の意見があると推定		112条
第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社	第2節 合資会社
			136条～153条	ロ氏の意見があると推定		136条～153条
第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社	第3節 株式会社
第2款 会社ノ発起及ヒ設立	第2款 会社ノ発起及ヒ設立	第2款 会社ノ発起及ヒ設立	第2款 会社ノ発起及ヒ設立	第2款 会社ノ発起及ヒ設立	第2款 会社ノ発起及ヒ設立	第2款 会社ノ発起及ヒ設立
			164条	ロ氏の意見があると推定		164条
第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式	第4款 株式
		176条	176条	ロ氏の意見があると推定		176条
第5款 取締役及ヒ監査役	第5款 取締役及ヒ監査役	第5款 取締役及ヒ監査役	第5款 取締役及ヒ監査役	第5款 取締役及ヒ監査役	第5款 取締役及ヒ監査役	第5款 取締役及ヒ監査役
			187条	ロ氏の意見があると推定		187条
			191条	ロ氏の意見があると推定		191条
			192条	ロ氏の意見があると推定		192条
第7款 定款ノ変更	第7款 定款ノ変更	第7款 定款ノ変更	第7款 定款ノ変更	第7款 定款ノ変更	第7款 定款ノ変更	第7款 定款ノ変更
		209条			209条	
第9款 会社ノ義務	第9款 会社ノ義務	第9款 会社ノ義務	第9款 会社ノ義務	第9款 会社ノ義務	第9款 会社ノ義務	第9款 会社ノ義務
222条	222条		222条	ロ氏の意見があると推定		222条
第13款 会社ノ清算	第13款 会社ノ清算	第13款 会社ノ清算	第13款 会社ノ清算	第13款 会社ノ清算	第13款 会社ノ清算	第13款 会社ノ清算
		243条			243条	
第7章 商事契約	第7章 商事契約	第7章 商事契約	第7章 商事契約	第7章 商事契約	第7章 商事契約	第7章 商事契約
第2節 契約ノ取結	第2節 契約ノ取結	第2節 契約ノ取結	第2節 契約ノ取結	第2節 契約ノ取結	第2節 契約ノ取結	第2節 契約ノ取結
		299条			299条	
第3節 契約ノ履行	第3節 契約ノ履行	第3節 契約ノ履行	第3節 契約ノ履行	第3節 契約ノ履行	第3節 契約ノ履行	第3節 契約ノ履行
		321条			321条	
第4節 価額賠償、損害賠償及ヒ割引	第4節 価額賠償、損害賠償及ヒ割引	第4節 価額賠償、損害賠償及ヒ割引	第4節 価額賠償、損害賠償及ヒ割引	第4節 価額賠償、損害賠償及ヒ割引	第4節 価額賠償、損害賠償及ヒ割引	第4節 価額賠償、損害賠償及ヒ割引
		324条			324条	
		326条			326条	
		328条			328条	
		329条			329条	
		330条			330条	
		331条	331条	ロ氏の意見があると推定	331条	331条



賛 誌 (第18号)

明治23年12月13日 東京商工会「意見書」(1回目)	日付不詳 「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」(1回目)	明治24年3月 高木正年提出の「商法修正案」	明治24年9月21日 商工会残務整理委員総代「商法修正意見書」(2回目)	「商法修正意見書」(2回目)のロエスレル意見書〔未発見〕	明治25年5月5日 ロエスレル「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見」	明治25年5月13日 法治協会「東京商工会商法修正説ニ対スル駁論」
第5節 違約金	第5節 違約金	第5節 違約金	第5節 違約金	第5節 違約金	第5節 違約金	第5節 違約金
		337条~340条			337条~340条	
第6節 代理	第6節 代理	第6節 代理	第6節 代理	第6節 代理	第6節 代理	第6節 代理
		341条			341条	
		344条			344条	
		346条			346条	
第7節 時効	第7節 時効	第7節 時効	第7節 時効	第7節 時効	第7節 時効	第7節 時効
		349条			349条	
第9節 質権	第9節 質権	第9節 質権	第9節 質権	第9節 質権	第9節 質権	第9節 質権
		377条	377条	ロ氏の意見があると推定		377条
379条	379条		379条	ロ氏の意見があると推定		379条
第11節 指図証券及ヒ無記名証券	第11節 指図証券及ヒ無記名証券	第11節 指図証券及ヒ無記名証券	第11節 指図証券及ヒ無記名証券	第11節 指図証券及ヒ無記名証券	第11節 指図証券及ヒ無記名証券	第11節 指図証券及ヒ無記名証券
		396条			396条	
		398条	398条	ロ氏の意見があると推定		398条
第8章 代務人、仲立人、仲買人、運送取扱人及ヒ運送人	第8章 代務人、仲立人、仲買人、運送取扱人及ヒ運送人	第8章 代務人、仲立人、仲買人、運送取扱人及ヒ運送人	第8章 代務人、仲立人、仲買人、運送取扱人及ヒ運送人	第8章 代務人、仲立人、仲買人、運送取扱人及ヒ運送人	第8章 代務人、仲立人、仲買人、運送取扱人及ヒ運送人	第8章 代務人、仲立人、仲買人、運送取扱人及ヒ運送人
第2節 代務人	第2節 代務人	第2節 代務人	第2節 代務人	第2節 代務人	第2節 代務人	第2節 代務人
		416条	416条	ロ氏の意見があると推定		416条
第3節 仲立人	第3節 仲立人	第3節 仲立人	第3節 仲立人	第3節 仲立人	第3節 仲立人	第3節 仲立人
		427条	427条	ロ氏の意見があると推定		427条
		428条	428条	ロ氏の意見があると推定		428条
第4節 取引所仲買人	第4節 取引所仲買人	第4節 取引所仲買人	第4節 取引所仲買人	第4節 取引所仲買人	第4節 取引所仲買人	第4節 取引所仲買人
449条	449条		449条	ロ氏の意見があると推定		449条
第5節 仲買人	第5節 仲買人	第5節 仲買人	第5節 仲買人	第5節 仲買人	第5節 仲買人	第5節 仲買人
456条~480条	456条~480条		456条~480条	ロ氏の意見があると推定		456条~480条
		470条			470条	
第6節 運送取扱人	第6節 運送取扱人	第6節 運送取扱人	第6節 運送取扱人	第6節 運送取扱人	第6節 運送取扱人	第6節 運送取扱人
484条	484条	484条	484条	ロ氏の意見があると推定		484条
486条	486条					
第7節 運送人	第7節 運送人	第7節 運送人	第7節 運送人	第7節 運送人	第7節 運送人	第7節 運送人
		497条	497条	ロ氏の意見があると推定		497条
		503条			503条	
第8節 旅客運送	第8節 旅客運送	第8節 旅客運送	第8節 旅客運送	第8節 旅客運送	第8節 旅客運送	第8節 旅客運送
		521条			521条	

高木正年の商法修正案に対するロエスレル意見書

明治23年12月13日 東京商工会「意見書」(1回目)	日付不詳 「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」(1回目)	明治24年3月 高木正年提出の「商法修正案」	明治24年9月21日 商工会残務整理委員総代「商法修正意見書」(2回目)	「商法修正意見書」(2回目)のロエスレル意見書〔未発見〕	明治25年5月5日 ロエスレル「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見」	明治25年5月13日 法治協会「東京商工会商法修正説ニ対スル駁論」
第9章 売買	第9章 売買	第9章 売買	第9章 売買	第9章 売買	第9章 売買	第9章 売買
第1節 売買契約	第1節 売買契約	第1節 売買契約	第1節 売買契約	第1節 売買契約	第1節 売買契約	第1節 売買契約
		526条			526条	
			530条	ロ氏の意見があると推定		530条
		533条			533条	
		541条			541条	
第10章 信用	第10章 信用	第10章 信用	第10章 信用	第10章 信用	第10章 信用	第10章 信用
第1節 消費貸借	第1節 消費貸借	第1節 消費貸借	第1節 消費貸借	第1節 消費貸借	第1節 消費貸借	第1節 消費貸借
		590条	590条	ロ氏の意見があると推定		590条
第3節 寄託	第3節 寄託	第3節 寄託	第3節 寄託	第3節 寄託	第3節 寄託	第3節 寄託
		607条			607条	
		609条			609条	
		623条			623条	
第11章 保険	第11章 保険	第11章 保険	第11章 保険	第11章 保険	第11章 保険	第11章 保険
第1節 総則	第1節 総則	第1節 総則	第1節 総則	第1節 総則	第1節 総則	第1節 総則
		654条			654条	
第2節 火災及ヒ震災ノ保険	第2節 火災及ヒ震災ノ保険	第2節 火災及ヒ震災ノ保険	第2節 火災及ヒ震災ノ保険	第2節 火災及ヒ震災ノ保険	第2節 火災及ヒ震災ノ保険	第2節 火災及ヒ震災ノ保険
660条	660条	660条	660条	ロ氏の意見があると推定	660条	660条
第4節 運送保険	第4節 運送保険	第4節 運送保険	第4節 運送保険	第4節 運送保険	第4節 運送保険	第4節 運送保険
		674条			674条	
第5節 生命保険、病傷保険及ヒ年金保険	第5節 生命保険、病傷保険及ヒ年金保険	第5節 生命保険、病傷保険及ヒ年金保険	第5節 生命保険、病傷保険及ヒ年金保険	第5節 生命保険、病傷保険及ヒ年金保険	第5節 生命保険、病傷保険及ヒ年金保険	第5節 生命保険、病傷保険及ヒ年金保険
683条	683条	683条	683条	ロ氏の意見があると推定		683条
688条	688条		688条	ロ氏の意見があると推定		688条
第6節 保険営業ノ公行	第6節 保険営業ノ公行	第6節 保険営業ノ公行	第6節 保険営業ノ公行	第6節 保険営業ノ公行	第6節 保険営業ノ公行	第6節 保険営業ノ公行
690条	690条		690条	ロ氏の意見があると推定		690条
691条	691条	691条	691条	ロ氏の意見があると推定		691条
694条	694条		694条	ロ氏の意見があると推定		694条
第12章 手形及ヒ小切手	第12章 手形及ヒ小切手	第12章 手形及ヒ小切手	第12章 手形及ヒ小切手	第12章 手形及ヒ小切手	第12章 手形及ヒ小切手	第12章 手形及ヒ小切手
第1節 為替手形	第1節 為替手形	第1節 為替手形	第1節 為替手形	第1節 為替手形	第1節 為替手形	第1節 為替手形
第1款 振出	第1款 振出	第1款 振出	第1款 振出	第1款 振出	第1款 振出	第1款 振出
			716条	ロ氏の意見があると推定		716条
第3節 小切手	第3節 小切手	第3節 小切手	第3節 小切手	第3節 小切手	第3節 小切手	第3節 小切手
			820条	ロ氏の意見があると推定		820条
第2編 海商	第2編 海商	第2編 海商	第2編 海商	第2編 海商	第2編 海商	第2編 海商

賛 誌 (第18号)

明治23年12月13日 東京商工会「意見書」(1回目)	日付不詳 「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」(1回目)	明治24年3月 高木正年提出の「商法修正案」	明治24年9月21日 商工会残務整理委員総代「商法修正意見書」(2回目)	「商法修正意見書」(2回目)のロエスレル意見書〔未発見〕	明治25年5月5日 ロエスレル「衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見」	明治25年5月13日 法治協会「東京商工会商法修正説ニ対スル駁論」
第1章 船舶	第1章 船舶	第1章 船舶	第1章 船舶	第1章 船舶	第1章 船舶	第1章 船舶
		824条	824条	ロ氏の意見があると推定		824条
			826条	ロ氏の意見があると推定		826条
		830条			830条	
第2章 船舶所有者	第2章 船舶所有者	第2章 船舶所有者	第2章 船舶所有者	第2章 船舶所有者	第2章 船舶所有者	第2章 船舶所有者
第2節 船舶所有者ノ権利及ヒ義務	第2節 船舶所有者ノ権利及ヒ義務	第2節 船舶所有者ノ権利及ヒ義務	第2節 船舶所有者ノ権利及ヒ義務	第2節 船舶所有者ノ権利及ヒ義務	第2節 船舶所有者ノ権利及ヒ義務	第2節 船舶所有者ノ権利及ヒ義務
		843条			843条	
第4章 船長及ヒ海員	第4章 船長及ヒ海員	第4章 船長及ヒ海員	第4章 船長及ヒ海員	第4章 船長及ヒ海員	第4章 船長及ヒ海員	第4章 船長及ヒ海員
第1節 船長	第1節 船長	第1節 船長	第1節 船長	第1節 船長	第1節 船長	第1節 船長
		861条			861条	
		863条			863条	
第2節 海員	第2節 海員	第2節 海員	第2節 海員	第2節 海員	第2節 海員	第2節 海員
		886条			886条	
第5章 運送契約	第5章 運送契約	第5章 運送契約	第5章 運送契約	第5章 運送契約	第5章 運送契約	第5章 運送契約
第2節 船荷証券	第2節 船荷証券	第2節 船荷証券	第2節 船荷証券	第2節 船荷証券	第2節 船荷証券	第2節 船荷証券
			899条	ロ氏の意見があると推定		899条
第6章 海損	第6章 海損	第6章 海損	第6章 海損	第6章 海損	第6章 海損	第6章 海損
930条~945条	930条~945条		930条~945条	ロ氏の意見があると推定		930条~945条
930条	930条		930条	ロ氏の意見があると推定		930条
932条	932条	932条	932条	ロ氏の意見があると推定		932条
940条	940条					
945条	945条					
第8章 保険	第8章 保険	第8章 保険	第8章 保険	第8章 保険	第8章 保険	第8章 保険
953条~975条	953条~975条		953条~975条	ロ氏の意見があると推定		953条~975条
第3節 委棄	第3節 委棄	第3節 委棄	第3節 委棄	第3節 委棄	第3節 委棄	第3節 委棄
965条	965条					
966条	966条	966条			966条	
第3編 破産	第3編 破産	第3編 破産	第3編 破産	第3編 破産	第3編 破産	第3編 破産
第5章 財団ノ管理及ヒ換価	第5章 財団ノ管理及ヒ換価	第5章 財団ノ管理及ヒ換価	第5章 財団ノ管理及ヒ換価	第5章 財団ノ管理及ヒ換価	第5章 財団ノ管理及ヒ換価	第5章 財団ノ管理及ヒ換価
		1012条	1012条	ロ氏の意見があると推定		1012条
第6章 債権者	第6章 債権者	第6章 債権者	第6章 債権者	第6章 債権者	第6章 債権者	第6章 債権者
第1節 債権ノ届出及ヒ確定	第1節 債権ノ届出及ヒ確定	第1節 債権ノ届出及ヒ確定	第1節 債権ノ届出及ヒ確定	第1節 債権ノ届出及ヒ確定	第1節 債権ノ届出及ヒ確定	第1節 債権ノ届出及ヒ確定
			1023条	ロ氏の意見があると推定		1023条
		1050条			1050条	

## 【資料】

衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル

ドクトル・ロエスレル氏ノ意見書

〔鉛筆書き〕松岡殿

〔表紙〕衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スルドクトル・ロエスレル氏ノ意見書

## 【凡例】

- ・旧字は新字に改め、略字等はすべて通行のかなに改めた。なお、読解の便を考慮して読点を付した。
- ・翻刻者の註は「〔 〕」を用いた。

・本資料は日本大学図書館所蔵資料で、日本法律学校二代校長、日本大学初代学長・初代総長の松岡康毅が旧蔵していた資料である。松岡康毅関係資料については、高瀬暢彦元法学部教授の以下の論考を参照されたい。

○高瀬暢彦「松岡康毅資料」(1) (6) (『日本大学精神文化研究所紀要』第三〇集、第三五集、日本大学精神文化研究所発行、平成十一年、平成十六年)

○高瀬暢彦編『松岡康毅日記』(日本大学精神文化研究所研究叢書六、平成十年)。本書四二〜四二六頁に日本大学所蔵の松岡康毅関係文書目録が掲載されている。

・本資料の補足資料として、「高木正年君提出商法改正案」(国立国会図書館蔵)「商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明」(宮内庁書陵部蔵)を後掲する。

## 【本文】

衆議院議員高木正年氏ノ商法修正案ニ対スル意見

既ニ東京商工会ノ修正案中ニ存在シタリシ各條ニ関シテハ爰ニ再論スルノ必要ナケレハ是等ニ付テハ宜シク該案ニ対スル余ノ意見書ヲ参照ス可シ

第八十四條 本條ヲ削除セントスルハ其理由ナキモノニ似タリ、抑モ本條ハ会社契約ノ或ル規定ヲ時ニ或ハ適用シ或ハ適用セサルコトヲ防キタルモノニシテ、即チ法律ニ違反セサル範圍内ニ於テハ或ル契約上ノ規定ヲ暗黙ニ廢止スルコトヲ許シタルナリ、而シテ会社ナル文字ハ其意味不分明ナルコトナク、又第八十三條ト衝突スルモノニアラス、蓋シ此廢止タル会社全体ノ権能ニ属スルモノナルカユヘ、若シ先ツ業務担当人ニ於テ契約違背ノ行為ヲ為シタルトキハ会社ノ同意ヲ要ス可キコトハ第八十三條ニ依テ之ヲ推論スルヲ得可シ、又施行セスト云フ時期ハ之ヲ一定スルヲ得可キニアラス、而シテ不施行ニ至ル為メ果シテ若干ノ場合ヲ必要トスルヤハ純然タル一ノ事実問題ニシテ、或ル事情特ニ爾後之ヲ施行セサルノ目的存在スルトキハ僅カ一回ノ場合ノミニテモ既ニ充分ナルコト之レ有ル可シ(草案第九十五條ニ於ケル余ノ註釈ヲ参照

ス可シ)

**第九十四條** 本條ノ削除モ其理由ナキモノトス、抑モ差入ル、ヲ得可キニ之ヲ履行セサルト履行ヲ為ス能ハサルトハ同一義ニアラス、而シテ第一ノ場合ニハ遅延利子又ハ損害賠償支払ノ義務ヲ生ス可ク、第二ノ場合ニアリテハ若シ他ノ出資ヲ以テ代弁セサルトキハ之ヲ除名ス可キノミ

**第二百九條** 株券資本ノ減少シタル場合ニ於テ会社モ亦債權者ニ對シテ責任ヲ負フ可キハ固ヨリノコトニシテ此ノ如キハ特ニ明定スルヲ要セス、本條ノ目的タルヤ債權者ニ對シテハ会社財産ノミ責ヲ負フ可シト云フ普通ノ原則ニ背反セルコトヲ規定スルニ在ルモノニシテ、則チ株主ハ第二百九條ノ場合ニ於テハ払戻ヲ受ケタル金額ニ達スル迄ハ責任ヲ負ハサル可カラス、之ヲ詳言スレハ株主ハ其払戻ヲ受ケタルモノニシテ債權者ヲ満足セシムルニ要スル丈ケノ金額ハ債權者ノ請求アルトキハ之ヲ会社ニ返納セサル可カラサルナリ

**第二百四十三條** 清算ノ場合ニアリテハ会社ノ債權者ハ債務弁済期限ノ尚ホ到来セサルモノト雖トモ之ヲ申出テサル可カラサルハ勿論ノコトニシテ、此点ニ関シテハ爰ニ發議セラレタル修正ニ對シ更ニ故障ス可キナシト雖トモ、期限未到達ノ債權カ清算ニ依テ期限ニ到達ス可シト謂フカ如キハ是レ異例ナルノミ、余ノ知ル所

ヲ以テスレハ直チニ期限ノ到達スルハ只破産ノ場合ニ於テ然ルモノニシテ、清算ノ場合ニ在リテハ清算人ノ便宜トスル所ニ一任ス可ク、則チ彼ニ於テ清算ノ業務ヲ可及的速ニ完結センカ為メ或ハ尚ホ期限ノ到達セサル債權ヲ弁済スルコトモ之レ有ル可キナリ、然レトモ之ニ反シテ会社ヨリ其債務者ニ對スル請求ニアリテハ直チニ弁済期限到来セサルハ勿論ナルヲ以テ、直チニ其債權者ニ支払ヒヲ為サントスルモ出入其平ヲ得スシテ支払金ニ欠乏ヲ來シ到底之ヲ為スヲ得サル可キナリ

**第二百九十九條** 差出人自カラカ為シタル過失ニ付テハ彼レ其責ニ任セサル可カラサルハ固トヨリナリト雖トモ、本條ハ運送企業者例之ハ郵便又ハ電信所員ノ過失ニ関シテ規定シタルモノニシテ、若シ夫レ差出人ハ申込人ニ對シテ答弁ヲ為シタランニハ運送企業者等ノ過失ニ付テ責任ヲ負フ可キノ故レナシ、例之ハ或ル者カ申込ヲ直チニ電報ヲ以テ拒否シタリシニ此電報延着シ又ハ不明ナリシ為メニ申込人損害ヲ受ケタリト仮定セヨ、斯ル場合ニ於テ差出人ヲシテ此損害ニ對シ責ヲ負ハシムル如キハ全然許ス可カラサルコトナルニアラスヤ(草案第三百四十四條余ノ註解ヲ參照ス可シ)

**第三百二十一條** 本條ハ舊ニ日本ニ於ケル日本人間ノ取引ノミヲ規定セルニアラス、反テ其締結及ヒ履行カ種々ノ土地ニ屬スル所ノ取引ニ付テ云ヘルモノニシテ、例之ハ外国ニ於テ振出し日本ニ於テ支払ハル、為替ノ如キ之レナリ、實ニ斯ル場合ニ於テ如何ナ

ル原則ニ從テ履行ヲ為ス可キヤニ関スル規定ハ必要ナルモノナリ、而シテ發議セラレタル修正ハ其理由ナキモノ、如シ

**第三百二十四條** 商業ニ於テ投機又ハ再売ノ目的ヲ以テ物品ヲ買入ル、コトアリ、而シテ若シ契約後商品ヲ引渡サレサルトキハ買主ハ為メニ其投機又ハ物品買入レノ目的ナル利益アル価額ヲ失フナル可シ、本條ハ即チ此等ノ場合ヲ処スルニ至当ナル規定ナリ（第三百七十四條註釈参照）、故ニ修正ハ其理由ナキモノニ似タリ

**第三百二十六條** 此發議モ亦其理由ナシ、何トナレハ何故契約不履行ノ場合ニ於テ其不履行ノ為メ債権者カ徒費シタリシ立替金ヲ賠償セシム可カラサルカ其所以ヲ知ル能ハサレハナリ、例之ハ或ル者カ商品ヲ貯蓄スル為メ物置ヲ賃借シタリシニ商品到着セサル場合ノ如キハ其不到着ニモ拘ハラス借主ハ物置ノ借賃ヲ支払ハサル可カラサルカ

**第三百二十八條** 本條ハ損害賠償ノ範圍ヲ規定シタルモノニシテ本篇ノ關係上欠ク可カラサルモノナルニ之ヲ削除セントスルハ何故ナルカ其理由アルヲ見ス

**第三百二十九條** 只予見セル損害ノミヲ賠償ス可シト謂フハ現時ノ法律ノ實際ニ適セサルモノニシテ、相手方ノ過失アル不履行ニ因テ苟クモ損害ノ生シタランニハ其損害タル此範圍ニ於テ予見セ

ラレタルモノナルヤ否ハ固ヨリ問フノ必要ナシ、但シ全ク他ノ情況ノ發生ニ因テ始メテ生シタルモノニシテ債務者ノ過失ト更ニ關係ナキ真ニ偶然ノ損害ハ賠償セラル可キニアラサルナリ

**第三百三十條** **第三百三十一條** 前條ノ所說ニ依テ損害賠償ノ範圍ヲ精定スルニ必要ナル此兩條ニ対スル疑義結了ス可キナリ

**第三百三十七條**乃至**第三百四十條** 違約金ハ契約履行ヲ確カムル為メノ特別手段ニシテ通常ノ損害賠償トハ固ト相異ナルモノナリ、然レトモ疑ハシキ場合ニ於テ損害カ其予約セル違約金ヨリ一層多額ナルコトヲ証明ス可カラサルトキハ、損害賠償ヲ其内ニ含有セシメサル可カラス夫レ爾リ、然ルニ違約金ニ関スル規定ヲ全然抹消セントスルハ何故ナルカ其所以ヲ知ル能ハス

**第三百四十一條**第二項 代理ハ委托事項ヲ実行スルニ当リ最高ノ注意ヲ為スノ義務アル信用關係ナリ、故ニ代理者ハ小過失詳言スレハ各種ノ過失ニ付テ責任ヲ負ハサル可カラス、此原則タル余ノ知ル所ヲ以テスレハ一般ニ承認セラレタルモノナリ、但シ余ハ其責任ヲ第三百八十九條ニ依テ定メラル、コトニ付テハ更ニ異存アルナシ

**第三百四十四條** 草案ニ從ハハ（**第三百九十七條**）委任踰越ノ場合ニ於テ若シ相手方カ其踰越ヲ更ニ知ラサリシトキハ其契約タル

商業主人ヲ拘束シ而シテ商業主人ハ代理者ヲシテ其踰越ニ付テ責任ヲ負ハシムルヲ得タリ、然レトモ若シ之ニ反シテ相手方カ其踰越ヲ知りタルトキハ其者モ亦代理者ト同一ノ過失ニ在ルヲ以テ其踰越ヲ知りタル丈ケノ程度ニ関シテハ該契約ニ基キ商業主人ニ対シテ權利ヲ実行スルヲ得ス、則チ此程度内ニ在リテハ商業主人ハ実約ノ承諾ヲ拒否スルヲ得タリ、然レトモ代理者モ亦踰越ノ過失アルヲ以テ之ニ対スル代理者ノ責任タル草案ノ行文上敢テ之ヲ排除セサリキ、且ツ人若シ商業主人カ多クノ場合ニ於テ踰越ヲ承諾スルノ義務ヲ有シ(第三百九十七條註釈) 相手方カ代理者ヲ委任ノ踰越ニ誑誘スルコト屢ハ之レ有ルヲ知ラハ蓋シ相手方ヲシテ損害ヲ負ハシムルコトアル可キ、此規定ハ不当ノモノニアラサルヲ知ルナラン、夫レ然リ而シテ現行法第三百四十四條ノ行文ニ拠テ見レハ第三者カ其踰越ヲ知りタル場合ニアリテハ其委任踰越ニ対シ代理者ヲシテ決シテ責任ヲ負ハシムルコトナク反テ第三者ノミヲシテ責任ヲ負ハシム可キコトヲ明示セリ、而シテ此規定タル余ノ見ル所ヲ以テスレハ疑義ナキヲ得ス、故ニ余ハ發議セラレタル修正ニ対シテ敢テ反対スルヲ欲セス、然レトモ若シ委任ノ踰越ニ対シテハ代理者ノミニ責任ヲ負ハシムルコト、シ、只相手方カ其踰越ヲ知り又ハ知ラサル可カラサル場合ニ於テノミ商業主人ハ或ハ代理者ヲシテ其責ニ任セシメ、或ハ相手方ニ対シ踰越ノ承諾ヲ拒否スルノ撰択權ヲ有スルコト、セハ一層穩当ナル可キヲ覺ユ

第三百四十六條 商業上ノ事項ニ在リテハ代理ハ純然タル对人的

信用關係ニアラスシテ反テ商業上ノ事項ナリトス、故ニ苟クモ其商業カ毎時ノ所持者ノ死亡ニ拘ハラス繼續スルトキハ代理契約モ亦消滅セサルモノト認ムルヲ得可シ、而シテ若シ死亡ニ依テ其關係カ消滅ス可キモノトセハ、之カ為メ多分ノ商取引ハ有害ナル障礙ヲ蒙ムルナラン、且ツ代理ニ関スル民法ノ原則ハ此ニ適用ス可キニアラス

第三百四十九條 初メヨリ支払期日ノ定メナキ債權ニ付テハ請求ニ由テ始メテ時効ヲ初ム可シトノ説ハ実ニ新奇ナル原則ニシテ余ハ斯ル原則ヲ曾テ發見シタルコトナシ、蓋シ此原則ノ結果タル若シ這般ノ債權ニシテ請求セラレサルトキハ到底時効ニ罹ラサルコト、為ル可シ、其レ然リ故ニ此説タル之ヲ承認ス可カラサルヤ明カナリ

第三百九十六條 此変更ハ第三百九十八條ニ基クモノナルカユヘ固ヨリ該條ト共ニ其疑義完了ス可キナリ

第四百七十條 本條ニ於テ自己ノ計算ヲ以テ仲買委任ヲ施行スルコトヲ許シタルハ何国ニ於テモ夙ニ承認セル仲買關係ノ変例ニシテ、凡ソ物ニハ本則ノ例外アルヲ常トスルカ如ク決シテ不理論ニアラサルナリ、而シテ發議セラレタル修正ノ爾他ノ点ハ其要領ヲ解スルヲ得ス

第五百三條 現行法ニ抛レハ運送人ノ責任ハ甚タ嚴格ナルモノニシテ即チ偶然ノ出来事及ヒ些少ノ怠慢ニ付テモ人責任ヲ辞スルヲ得ス、故ニ其賠償ノ額ハ第四百九十六條以下ニ從ヒ市場価値又ハ之レヨリ一層少ナキ金額ニ制限シ、十分ノ損害賠償詳言スレハ十分ノ損失及ヒ失フタル利益ヲ質入ス可キ損害賠償ハ只重過失又ハ悪意ノ場合ニ於テノミ請求スルヲ得可キモノトセリ、而シテ此原則タル余ノ知ル所ヲ以テスレハ普通ノ規定ナルニ似タリ（第五百五十七條註釈参照）、故ニ發議セラレタルカ如ク十分ノ賠償義務ヲ小過失ノ場合ニモ亦推及セントスルカ如キハ余其正当ナル所以ヲ見ス

第五百二十一條<sup>(改)</sup> 余ハ此修正ヲ相当ト認メスト雖トモ之ニ對シテ特ニ抗弁ス可キコトナシ、但シ此責任ヲ負ハシムルヲ得可キ手荷物ハ第五百二十條ニ從テ交附セラレ、且ツ其性質及ヒ価値ヲ明告セラレタル物ナラサル可カラス

第五百二十六條 此修正ニ依レハ盜品又ハ紛失品商人ノ手ニ達スルトキハ直チニ通易物トナル可クシテ此規定タル之ヲ賛成スルヲ得ス、何トナレハ之カ為メ特ニ盜品ニ對スル所有權ノ鞏固ヲ甚シク減殺ス可ケレハナリ、而シテ余ハ商人ノ利益ヲ保護スルヨリ寧ロ所有權ヲ鞏固ナラシムルコソ一層高等ノ原則ト信スルナリ

第五百三十三條 本條ニ於テ攻撃セラレタル規定ハ物ノ真正ヲ保

スル為メ必要トナリタルモノニシテ其理由ハ第五百九十三條ノ註釈ニ詳カナリ、而シテ修正案ノ如ク由來ヲ異ニスル物品ト雖トモ商標又ハ見本ニ合格スルコトモ有ル可シト論スルハ抑モ商標又ハ見本ノ性質及ヒ目的ニ背反スル任意ノ主張ト謂ハサル可カラス

第五百四十一條第二項 爰ニ發議セラレタル修正ニ依レハ物ノ引渡シト同時ニ支払ヲ為ス可キ売買、詳言スレハ現金売買ハ通例ニシテ總テ其他ノ売買ハ例外トナラサル可カラスシテ商取引ノ關係上正当ニアラサルモノニ似タリ

第六百七條 爰ニ規定セル受托者責任ノ程度即チ自己ノ物ニ付テ為スト同一ニ注意ス可キ責任ハ通例ノモノナルニ、一般ニ此原則ヲ變更セントスルハ余其理由ヲ見ルヲ得ス、而シテ一層嚴峻ナル責任即チ營業者ノ責任ハ第六百八條ニ明カニ細定セリ

第六百九條 爰ニ規定セル店主ノ責任ハ一般ノ原則トシテ行ハル、モノニシテ、且ツ實際上其者自身又ハ其使用人ノ真ノ過失ノ場合ノミニ制限セラレタルカユヘ、此發議セラレタル修正ハ其理由ナキモノ、如シ

第六百二十三條 委託證書ヲ提示シテ委託物ノ返還ヲ請求スルコトニ關シテハ特別ナル原則ヲ必要トスルモノニシテ、此原則タル本條ニ於テ指圖證券ニ關スル一般ノ規則ト符号シテ爰ニ規定セリ、



而シテ為替小切手等ニ関シテモ亦同一原則行ハル、モノナリ、故ニ本條ノ削除ハ其理由ナキモノニ似タリ

第六百五十四條 保險者ハ危險變更ノ場合ト雖トモ彼レ之ヲ欲シタランニハ或ハ保險料ヲ増加シ又ハ増加セスシテ契約ヲ繼續スルヲ得可ク、即チ此事ハ本條ノ明示スル所ナリ、然レトモ保險者ハ如何ナル情況タルヲ問ハス契約ヲ繼續シ只保險料ノ増加ノミヲ請求スルヲ得可キモノトスルハ正当ニアラサルカ如シ、何トナレハ斯ル損害ノ生ス可キ危險ハ彼レ之ヲ担当スルヲ欲セサルコト往々之レアル可ケレハナリ、例之ハ戰爭ノ起リタル場合ノ如シ斯ル場合ニ於テハ強テ保險者ヲシテ保險セシムルヲ得可キニアラス

第六百六十條第二項 改正案ニハ第三項トアルトモ原文ニ第二項トアルヲ以テ原文ノ儘ヲ訳出ス 爰ニ發議セラレタル修正ハ余ノ見ル所ニテハ敢テ必要ナラサルカ如シ、然レトモ亦余ハ特ニ之ニ反対ス可キモノ有ルナシ

第六百七十四條 本條ノ規定タル運送人ハ運送ノ間其物品ヲ掌握シ總テノ損害及ヒ其原因ニ付テハ通例又独リ之ヲ知ルニ由ルモノナリ、而シテ保險者ハ運送人ニ代テ責任ヲ負フタル者ナレハ其保險義務以外ノモノナルコトハ彼レ之ヲ證明セサル可カラサルハ勿論ナリトス、而シテ爰ニ發議セラレタル修正ニハ賛成スルヲ得ス、何トナレハ若シ修正案ノ如クスレハ被保險者ハ其求メラレタル消極的の反對証明ヲ挙クル能ハサルヨリシテ、請求權ヲ奪取セラル、

カ如キコト往々ニシテ之レ有ル可ケレハナリ

第八百三十條第二項 本項ヲ削除スルトキハ外国ニ於テ又ハ内國ノ地方官庁ヨリ交付セラレタル仮証書ハ其外国ニ於テ買入レタル船舶カ船籍港ニ到着スル迄効力ヲ有スルノ結果ヲ生シ、場合ニ因リテハ數年間其効力ヲ保持スルニ至ル可ク、是レ實ニ爾他ノ立法及ヒ此証書ノ仮リノ性質タル所以ト相矛盾スルモノナリ、故ニ外國ニ於テ買入レタル船舶ヲシテ確定登記ヲ受ケシムルコト及ヒ此目的ヲ達スル為メ法律上一定ノ期間内ニ之ヲ船籍港ニ回航セシムルコトハ人ノ希望スル所ナリ、然レトモ暴風雨等ノ不可抗力ニ因テ回航力延引シタル場合ニ在リテハ第八百三十三條ニ規定セル刑ニ処セラル、コト之レナカル可キナリ

第八百六十一條第一項 此規定ニ於テ明示セラレタル原則ハ海上法ニ是認セル所ノモノニシテ其削除ニ関スル理由一モ十分ナルモノナシ、而シテ若シ指図カ法律ニ反スルモノナルトキハ船長ハ第二項ニ抛リ之カ為メ損害ヲ被フリタル總テノ利害關係者ニ對シテ責任ヲ負ハサル可カラス

第八百四十三條 本條ハ各立法ノ原則上是認セラレタルモノニシテ船長ヲ特ニ信用シ且ツ之ニ船舶積荷及ヒ乗客ニ関シ重要ナル委任ヲ為スカ為メニ欠ク可カラサルモノナリ、若シ其レ之ニ對シテ損害賠償ヲ為ス可キモノトセンカ之ヲ恐ル、カ為メ不熟練ノ船長

ヲモ解雇セサルコト、ナル可シ、而シテ此規定タル海員ニ対シテ行ハル、第八百七十七條ノ規定ト反対ナルモノニシテ、只解雇ノ場合ニ於ケル損害賠償即チ俸給ニ関スル請求ノミヲ規定セルモノナリ、而シテ其航海中ニ解雇セラレタル場合ニ於ケル帰航旅費ノ請求ハ第八百八十五條及ヒ第八百七十八條ニ依テ成立ス可ク、又其將ニ拔錨セントスル航海ニ関シテ為シタルモノニシテ、其解雇ノ為メ無益ニナリタル立替金ノ請求ハ其物ノ性質ニ從テ成立ス可キモノトス（草案第九百七條註釈）

**第八百六十三條** 船舶所有者ノ代理人カ本條ニ規定セル指図ヲ船長ニ対シテ為スノ權利ヲ有セサル可カラサルコトハ勿論ニシテ、之ニ関シテ特別ナル委任詳言スレハ明示ノ委任ヲ要スルカ如キハ必要ニモアラス、又一般ニ行ハル、方法ニモアラサルカ如シ

**第八百八十六條** 船長ハ己レニ属スル懲戒權ヲ法律及ヒ慣習ノ範圍内ニ於テ施行スルヲ得ルハ正当ナルコトナリ、然レトモ此懲戒權ハ專横ノモノナルヲ得ス、船長ハ法律上及ヒ慣習上ノ懲戒權ヲ踰越シタルトキハ其責ニ任セサル可カラサルハ固ヨリナリ

**第九百六十六條** 此修正ノ如キハ言フヲ要セサルコトニシテ且ツ無益ノモノナリ、何トナレハ保険期間經過後ニ船舶ヨリ通信到着シタルトキハ此船舶カ其保険期間中ニ喪失セザリシコト明カニシテ、反対推定ヲ為ス可キノ余地存セザレハナリ、之ニ反シテ失踪

期間ハ實際經過セサル可カラス、何トナレハ然ラサレハ爾後猶ホ通信或ハ到着スルナキヲ期セス且ツ船舶其踪跡ヲ失ヒタリト推定ス可カラサレハナリ

**第七百五十條第二項** 草案第千四百四條ニ抛レハ詐欺破産ハ重罪トシテ拘禁即チ六年乃至十一年ノ刑期ヲ以テ処刑セラレ、而シテ其最モ輕キ場合ニ在リテハ輕罪トシテ三月ヨリ少ナカラサル禁錮ヲ以テ処刑セラル可キモノトセリ、而シテ該條第二項ハ現時ノ第七百五十條ニハ存セサルヲ以テ此修正ハ果シテ第何條ニ關係スルヤヲ知ル能ハスト雖トモ、第七百五十條ノ規定ニ抛ルニ該條ニ列挙シタル場合ニ在リテハ刑法第三百八十八條ノ規定ニ依テ其刑期ヲ定ム可キナリ、然レトモ余ヲ以テ見レハ第三百八十八條ニ定メラレタル禁錮ノ刑ハ輕キニ失シ、且ツ最モ重キ場合ト輕キ場合ノ差異ニ付キ更ニ注意セラレサルモノナルカユヘ、余ハ寧ろ草案第千四百四條ノ規定ヲ再興スルヲ優レリト思考スルナリ

千八百九十二年 五月五日 ドクトル ロエスレル識

【参考資料1】

高木正年君提出商法改正案

〔表紙〕

高木正年君提出

商 法 改 正 案

〔本文〕

商法改正案

右衆議院規則第八十六條ニ依り提出致候也

發議者 高木正年

贊成者

島 田 三 郎	阿 部 興 人
山 中 隣 之 助	十 文 字 信 介
早 川 龍 介	芳 野 世 經
田 邊 三 五 郎	安 田 愉 逸
小 野 隆 助	増 田 繁 幸
田 中 正 造	下 飯 坂 權 三 郎
伊 東 圭 介	谷 河 尚 忠
駒 林 廣 運	天 春 文 衛
権 藤 貫 一	豊 田 實 穎
野 村 恒 造	千 葉 禎 太 郎
林 小 一 郎	遠 藤 温
湯 本 義 憲	是 恒 眞 楫

商法改正案

第一條中「商慣習及民法ノ成規ヲ適用ス」トアルヲ「商慣習ヲ適用シ若シ商慣習ナキ時ハ民法ノ成規ヲ適用ス」ト改メ、且ツ「但シ民法成規ノ禁スル商慣習ハ適用スルノ限ニアラス」トノ但書ヲ加フ

（理由）法律ニ反スルノ慣習ハ法律之ヲ以テ慣習ト認メサルカ故ニ之ヲ適用スヘカラサルナリ、然レトモ商慣習ト民法ノ成規ト兩ナカラ相存シ然モ其成規ハ右商慣習ヲ禁セサル場合、少ナカラス如斯場合ニ於テハ商慣習ヲ適用サセルヘカラス、蓋シ立法ノ精神モ亦タ此ノ如クナルヘシト雖モ行文上ヨリ見ルトキハ商慣習存スル時ト雖モ又タ常ニ民法ヲ適用スルカ如クニ思ハル、是レ前陳ノ修正ヲ要スル所以ナリ

第三章 商号即チ第二十三條ヨリ第三十條迄ノ全章ヲ删除ス

（理由）本章删除ヲ要スル所以ハ別冊東京商工会議事要件録第三十一号参考部第一号屋号専用ノ儀ニ付法律取調委員長ヘノ復申書中第一、二ノ理由ヲ参考ト為スヘシ

別紙復申書

現今各商人ノ使用スル屋号ハ何屋何堂若クハ何軒ト云フカ如ク其種類一ニシテ足ラスト雖モ、要スルニ同種ノ商業ヲ営ム者ニシテ同一ノ屋号ヲ使用スルノ例甚タ多く、現ニ彼ノ呉服商ノ越後屋、太物商ノ近江屋、質商ノ尾張屋、佐野屋ノ類ニ至リテハ同業者各箇ヲ區別スル為メ殆ト同業者ニ通用スルノ総称タルカ

如キカ如キ景況アリ、是レ蓋シ從來大賈巨商ニハ暖簾ヲ与フルト称シ雇人カ多年誠実ニ勤続スルニ当リ主人ヨリ之ニ資本ヲ分与シ己レト同一ナル屋号ヲ称セシムルノ慣例アリテ自ラ此現況ヲ馴致シタルモノナルヘシ、而シテ此等屋号ノ中ニハ各商人カ頼リテ以テ其營業上ノ信用ヲ維持スル為メニ必要ナルモノモ亦固ヨリ少ナカラサルヘシト雖モ、若シ偶々其屋号ノ同一ナル為メ同業者互ニ不便ヲ感スルコトアレハ之ニ其住地名字若クハ附号ヲ加ヘテ適宜ニ之ヲ區別スルノ便法アレハ、今日同業者中同一ノ屋号ヲ使用スル者多キモ實際商売上ニ於テ甚タシキ差閤ヲ生スルコトナシ、蓋シ時トシテ故意ニ他人ノ屋号ヲ濫用シテ自己ノ利益ヲ図ラントスル者全ク無キニアラスト雖モ、斯ノ如キ実例ハ稀ニ見ル所ニシテ未タ以テ一般ニ此規則ヲ実施スルノ必要ヲ促カスニ足ラス、況ンヤ此等特別ノ場合ニ於テハ此規則ニ因ラサルモ、他ニ之ヲ救護スルノ道ナキニアラサルニ於テオヤ、是本会ニ於テ此規則ハ実施スルノ必要ナシト信スル所以ナリ

#### 第十四條 第二項ニ「財産共通ヲ為ストキハ」ノ九字ヲ加フ

(理由) 夫婦財産共通ヲ為サ、ルトキハ、共ニ同一商事会社ノ無限責任社員タラシムルモ夫婦各々特別ノ財産アルヲ以テ不都合ハ少シモ無之ヲ以テナリ

第二十八條 第一項ニ「然レトモ債権者ハ讓渡人ニ対シテモ其權利ヲ主張スルヲ得ヘシ」ノ数字ヲ加フ

(理由) 如此セサレハ商家破産ニ瀕スルトキハ直ニ其營業ト商号トヲ併セテ無財産ナル他人ニ讓渡シ以テ義務ヲ免レ、債権者ハ之ニ対シテ如何トモスル能ハサルノ不都合ヲ生スヘシ

第三十二條 「爾後毎年初ノ三ヶ月内ニ」ヲ改メテ「爾後毎年一度一定ノ月ニ」トスヘシ、且ツ第二項中ノ「弁償ヲ得ルコトノ確ナラサル債権ニ就テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載シ又」ノ文字ヲ削除ス

(理由) 本條ニ抛レハ各商人ハ開業ノ時及毎年一月ヨリ三月迄ニ財産目録等ヲ作ラサルヲ得ス、然ルニ商売ノ種類ニヨリテハ斯ノ如ク其時限ヲ定メラル、ヲ不便トスル者アリ、故ニ是ハ別ニ原案ノ如ク一月ヨリ三月迄トノ期限ヲ設ケス單ニ毎年一度トシ、商人ヲシテ一年ノ中何月ニ於テモ毎年一定ノ月ニ於テ自由ニ之ヲ作ルコトヲ得セシメタシ、又原案ニ抛レハ財産目録及貸借対照者ヲ掲クヘキ債権ニシテ弁償ノ確ナラサルモノハ、其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載セサルヲ得サルヲ諷ナリ、蓋シ到底損失ニ歸スヘキ債権ハ全ク之ヲ記載セサルモ固ヨリ妨ナシト雖モ、弁償ノ確ナラサルモノノ損失額ヲ推知シ之ヲ控除シテ目録及表ニ掲クル時ハ、之ニ応シテ帳簿ヲモ引直サ、ルヲ得ス、而シテ若シ之ヲ引直サ、ル時ハ目録及表ト帳簿ト符号セシテ大ナル不都合ヲ生スヘケレハナリ、又從來ノ慣習ニ抛レハ總テ債権ハ之ヲ帳簿ニ記載シ置キ、態々其損失ニ歸スヘキヲ待テ始メテ之ヲ控除スル諷ニテ、帳簿ヨリ控除スレハ甚タ不都合ナリ、是前陳ノ修正ヲ要スル所以

ナリ

第四十九條 第二項ヲ改正シ「相手方ニ於テ代務委任ノ欠缺ヲ知テ為シタル取引ハ商業主人ニ対シテ無効タリ」ト改ム

(理由) 相手方ニ於テ代務委員ノ欠缺ヲ知テ為シタル取引ト雖モ当事者間ニ在テハ双方之ヲ知了シテ結ヒタルモノニシテ、相手方ハ代務者自身ヲ目的トシテ取引シタル者ナレハ商業主人ニ対シテハ無効ナルモ、当事者間双方ニ於テハ有効ナルコト無論ナリ

第五十二條「主人ヨリ制止セラレス」トアルヲ「主人ヨリ制止セラレサル時ハ」ト改メ、且ツ「若クハ第三者ノ問ヲ受ケテ己レ之レヲ為スノ權アリト答ヘタル時ハ」ノ文字ヲ削除ス

(理由) 商業使用人カ第三者ト取引ヲ為スニ際シ、主人ヨリ制止セラレサル時ノ如キ殊ニ其職分ノ範圍内ニ付置レタルモノト看做ササルコトハ当然ナルヘシト雖モ、第三者ノ問ヲ受ケテ己レ之ヲ為ス權アリト答ヘタル時モ、前同様ニ看做サルトスルトキハ或ハ其答ヘタル後ハ主人ハ制止スルコト能ハストノ解釈ヲ生スルノ憂ナシトセス、若シ又タ此ノ如キ意ニアラストセハ寧ロ「主人ヨリ制止セラレサル時」ノ中ニ自然含有スヘキモノニシテ、此文字ハ不用ナリト云ハサルヲ得ス、之ヲ除去セムコトヲ望ム所以ナリ

第七十四條中「責任其出資ニ止マラサルモノ」トアルヲ「責任無限ナルモノ」ト改ム

(理由) 責任其出資ニ止マラサルトハ所謂無限責任ヲ指スモノナルカ、又ハ責任其出資ニ止マスシテ各社員カ所有スル財産ノ幾分ニ及フモノヲ指スモノナルカ、蓋シ法文ノ精神ニ拠レハ必スヤ無限責任ヲ指スモノナルヘシト雖モ、文面上ヨリ見ル時ハ其意義不分明ナルニ付、之ヲ責任無限ナルモノト改ムル所以ナリ

第七十五條 合名会社ノ商号ニモ又会社ノ二字ノ外ニ合名ナル二字ヲ加フ

(理由) (商法施行條例第八條ニ曰ク既設会社ノ商号ニハ其会社ノ種類ニ從ヒ合名会社、合資会社又ハ株式会社ノ文字ヲ附スヘシ)トアレハナリ

第八十二條中「開業」ノ文字ヲ「事業<sup>著</sup>手」ト改ム

(理由) 第八十二條ノ開業トハ是迄慣用セラル、カ如ク營業ヲ開始スルノ意カ若シ、前解ノ如クナルトキハ普通ノ工業特ニ鐵道事業ヲ經營スル会社ニ取ツテハ実ニ容易ナラサル困難アリ、想フニ此開業トハ事業著手ヲ云フモノナルヘシト雖モ、原案ノ文字通リナルトキハ普通ノ開業ト混シ易ク適用ヲ誤マラル、ノ恐ナシトセス、故ニ此開業ノ文字ハ之ヲ事業著手ト改メンコトヲ望ム、現ニ私設鐵道條例中ニモ開業ト云ハスシテ事業ノ著手トアリ(但シ該條例ヲ参照スルヲ要ス)之レ本條ノ改正ヲ要スル所以ナリ

第八十四條 削除

(理由) 会社契約ノ変更ニハ総社員ノ承諾ヲ要スルハ前八十三條ノ規定スル所ナリ、而シテ本條ニハ会社カ執行セサリシ契約ハ社員ニ対シテ効用ヲ致サシムルヲ得ストアリ、此会社ノ文字甚不分明ナレトモ仮リニ之ヲ業務担当者トスレハ前條ノ規定ト衝突スヘク、又之ヲ総社員トスレハ其施行セサリシト云フ時期ノ長サハ如何ナルヤ不分明ニシテ、数日若クハ数月間之ヲ施行セサリシトテ之カ為メニ契約其効用ヲ失スルトハ不都合ナリ、之ヲ要スルニ本條ハ之ヲ掲クルノ必要ナキナリ

#### 第九十四條 削除

(理由) 差入ル、コト能ハサルハ差入レサルノ一部分ナレハ九十四條ヲ削除スルトモ差支ナク、又到底其出資ヲ差出スコト能ハサルハ会社ハ九十五條ニ依テ之ヲ除名スルヲ得ヘケレハナリ

第九十五條中「年百分ノ七」ヲ「年百分ノ十」ト改メ猶「但契約ヲ以テ別段ニ利息ノ割合ヲ定ムルトキハ此限ニアラス」ノ文字ヲ加フ

(理由) 本法中九十五條、百一條、百三條等ニ於テ年百分ノ七ナル文字少カラス、蓋シ此等ノ利息ハ多クハ違約ヲ防ク場合ニ用ユルモノニ付、普通利息ノ割合ヨリ高カラサル時ハ以テ其効ヲ致スヲ得ス、現今普通ノ利ハ多クハ百分ノ十ヨリ下ルコト稀ニシテ、是従来各会社カ株金払込延滞ニ課スル利息ヲ日歩三錢(年百分ノ十八)乃至五錢(百分ノ十八)位ニ定ムルヲ例トスル所以ナリ、

由是觀之本條百分ノ七ノ利息ハ普通ノ利息ト權衡ヲ得サルニ付、之ヲ百分ノ十ト改メンコトヲ望ム、又第三百三十四條ヲ案スルニ本法百分ノ七ノ利息ハ別段契約ナキ時ニ限ルカ如シト雖トモ、本條ノ文面上ヨリ見ル時ハ別段契約アル時ト雖モ百分ノ七以上ノ利息ヲ課スルコトヲ得サルカ如シ、是実業者ノ最モ困難トスル所ナルニ付、本條ニ但シ書ヲ加ヘ契約ヲ以テ別段ニ利息ノ割合ヲ定ムル時ハ、百分ノ七以上ノ利息ヲ課スルコトヲ得ルノ意ヲ明カニシタシ、或ハ利息ハ假令百分ノ七トアルモ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得ルノ明文アルニ付差支ナシト論スル者モアルヘシト雖モ、損害ヲ賠償スルニハ面倒ナル手数アリテ機敏ヲ尚フ商人ハ已ムヲ得サルニアラサレハ可成之ヲ避クルノ情アリ、故ニ此損害賠償ノ方法タル實際ニ於テハ之ニ依リテ充分其利益ヲ保護スルヲ得サレハナリ

第九十五條ニ九十四條ノ但書總社員以下二十七字ヲ加フ

(理由) 其負担シタル出資ヲ差入レストモ總社員ノ承諾ヲ以テ他ノ出資ヲ差入ルレハ差支ナキヲ以テ如此修正ヲ為セリ

第九十八條 第二項ヲ「相續人ハ社員タル能ハス但總社員ノ承諾ヲ得レハ此限ニアラス」ト改ム

(理由) 相續人ト雖モ他人ナレハ總社員ノ承諾ナクシテ入社スルヲ得ス、是レ合名会社ハ財産上ヨリハ寧ロ信用上ノ關係アレハナリ、又本條ニハ相續人ハ入社スルヲ得レトモ總社員ノ承諾ナケレ

ハ事務ヲ担当スルヲ得ストアリ、然レトモ業務担当ノ権ナクシテ社員タルハ可笑シ

第七十六條 「株式ハ一株毎ニ株券一通ヲ作クルヲ通例トシ之ニ其金額、発行ノ年月日、番号、社名、社印、取締役ノ氏名印及ヒ株主ノ氏名ヲ載ス但シ株主ノ望ニ依リ数株ヲ通シテ一通ノ株券ト為スコトヲ得」ト改ム

(理由) 例ハハ華族銀行ノ如キ大会社ノ株主ニハ一人ニシテ数萬株ヲ所持スル者アリ、若シ一株毎ニ必スシモ株券一通ト限ルトキハ此等ノ輩ハ取扱上余程困難ヲ感スルヤ明カナリ、又十株若クハ二十株ヲ一通ニシタルモノヲ必スシモ幾通ニ分ツヲ得サルモノトセハ此等ノ輩ハ融通上又困難ヲ感スヘシ、故ニ株式ハ一株毎ニ一通トスヘシト云フコトヲ本則トシ、別ニ但書ヲ加ヘ所有者カ会社ヘ書換ヘ手数料ヲ出スニ於テハ其望ニ依リ十株ヲ一通トシ、又一通(十株ノモノ)ヲ十通(一株ノモノ)ニ分ツコトヲ得ルノ余地ヲ与フルノ得策ナルヲ信スレハナリ

### 第二百九條 株主ノ下ニ会社ノ二字ヲ加フ

(理由) 資本減少ノ異議ハ会社ニ対シテ申出ツルコトヲ得ヘキヲ以テ、過愆ナキ不知ノ為メ異議ヲ申出テサリシ債権者ニ対シテハ会社モ責任ヲ負フコトヲ相当トス

第二百四十三條中 又債権者ノ下「ニハ」ノ二字ヲ削ル、此間ニ

「債務弁済期限ノ到来セサルモノト雖モ」ノ文字ヲ加フ

(理由) 通常一箇人ノ破産ノ場合ニ於テハ第八百八十八條ノ示ス如ク弁済期限ノ至ラサル破産ノ債務ト雖モ、破産宣告ニヨリテ弁済期限ニ達スルモノナルニ、独リ会社解散ノ場合ニ於テ之ト異ナルノ理ナカルヘシ、況ンヤ債務ノ弁済期限ノ甚タ長キモノアルニ於テハ債務者ノ迷惑モ亦少ナカラサルヘシ

第二百九十九條 送達ノ為メニ利益ヲ受クルモノ、十二字ヲ削リテ差出人ト改ム

(理由) 通信ヲ以テ契約ヲ取結フニ当リ、送達ノ為メニ利益ヲ受クル者ハ何人ナルヤ不確定ナレハ断然之ヲ差出人トスヘシ、然ルトキハ民法財産篇三百八條末項ノ規定ト符号スヘシ

第三百二十一條 度量衡仕払貨幣ノ本位ナル十二字ヲ削リ重量、分量、容量ト改ム

(理由) 度量衡ノ本位、貨幣ノ本位ハ我国ニ於テハ一定シ居レハ右ノ如ク改ムヘシ、蓋シ本條ハ獨逸連邦主義ノ輸入ナリトス

第三百二十四條 満期日ノ後ニ有セシ最高ノ価格以下ヲ削リ「満期日ニ有セシ價格ト此日ヨリ弁済ノ日マテノ遅延利子ヲ支払フニアリ」ト改ム

(理由) 然ラサレハ債権者ハ何時マテモ待チ目的物ノ大ニ騰貴スルヲ待テ請求スル弊ヲ生スヘシ

第三百二十六條 「ニ加フルニ遅延ニ因テ生シタル費用及立替金ヲ以テシタルモノ」ノ文字ヲ削ル

(理由) 是等ハ其性質上債務ノ目的物ノ価格ニハ算入スヘキモノニアラサルノミナラス、是等ニ就テハ三百三十三條ニ於テ別ニ規定スル所アレハ茲ニ規定スルハ不都合ナリ

第三百二十八條 削除ス

(理由) 此條ハ不正ノ損害ニ関スルモノニシテ民法、財産篇第二部第一章第三節ニ規定シアルヲ以テナリ

第三百二十九條 損害賠償ハ当事者ノ予見シ得ヘカリシ損失及利益ノ弁償ヲ包括スト改ム

第三百三十條 削除ス

(理由) (前三條ニ通スル) 当事者ノ予見セサル損失及利益ノ弁償並ヒニ通常ナラサル損失及利益ノ弁償ヲ義務者ニ負担セシムルハ法理ノ許サ、ル所ナリ、何トナレハ結約ノ節萬一後來違約セハ斯々ノ損害起ルヘシト予想シタルモノ、外ハ偶然ノ損害ナレハナリ、故ニ右ノ如ク修正スヘキナリ

然ル上ハ三百三十條並ニ三百三十一條ハ削除スルヲ可トス

第三百三十七條及三百四十條 即チ違約金ノ一節ヲ削ル

(理由) 何人ト雖モ結約ノ當時ニ於テ契約履行ノ意志アルモノナレハ違約金ノ額ノ如キハ何程ニテモ之ニハ構ハサルヲ常トシ、又實際結約ノ際違約金ノ高ニ就テ彼是云フヲ欲セサルハ人情ナレハ(又或ハ急ニ迫リタルトキハ違約金ノ多少ヲ問ハス結約スルカ如キコトナシトセス) 自然違約金ノ高ハ實際ノ損害ヨリ大ナルヲ常トス、然ルニ之ヲ違約者ニ払ハシムルハ不都合ナリ、故ニ三百三十二條ニ依リ價格賠償並ニ損害賠償ノ格ヲ予定シタル時ト雖モ其性質違約罰金ノ性質ナルトキハ敢テ之ヲ請求スルヲ得ストシ、實際ノ損害ノミニ請求スルヲ得ヘシトスル方可ナルヘシ

第三百四十一條 第二項中「至重」ノ二字ヲ削リ相当ノ文字ニ改ム

(理由) 商事上ノ代理ハ有償契約ニシテ委任者及ヒ代理人双方ニ同等ノ利益ヲ与フルモノナレハ、特ニ至重ノ注意ヲ用ユルニ及ハサルヘシ、且ツ相当ノ注意トハ程度ノ問題ナルカ故ニ場合ノ事情ニヨリテ異ナレハ常ニ非常ノ注意ヲ要スヘキ場合ニ於テハ、非常ノ注意ヲ以テ其場合ニ於ケル相当ノ注意トナスヘキナリ

第三百四十四條 「第三者カ(中略)能ハサリシトキハ」ヲ削除スヘシ

(理由) 第三者カ踰越ヲ知リタリトテ代理者カ委任者ニ対シテ責任ヲ有セサル道理ナキナリ



第三百四十六條 削除

(理由) 委任者ハ代理人ヲシテ或ル行為ヲ為サシムルノ当時、自ラ之ヲ為スノ能力アルニ非ラサレハ他人ヲ以テ之ヲ為サシムルヲ得ス、故ニ委任者死スルトキハ代理關係ハ消滅スト云ハサル可ラサレハナリ

又代理ハ委任者代理人間ノ信用ニ基ツクモノナルカ故ニ代理事項ヲ執行スヘキ本人ハ即チ其代理人一人ニ限ラサルヘカラス、是ヲ以テ委任者ノ選定シタル代理人死亡スレハ代理關係ハ当然消滅セサル可ラス、然レトモ代理人並ニ第三者ニ於テ委任者ノ死亡シタルヲ知ラスシテ取引ヲ為シタルトキハ、委任者ニ対シテ有効ナリトスルヲ可ナリトスト雖モ之ハ民法ニ規定スヘキヲ以テナリ

第三百四十九條 「其債權ノ生シタル」ノ文字ヲ削リテ「請求ヲ為シタル」ト改ムヘシ

(理由) 期日ノ定メナキ債權ハ請求アリテ始メテ訴權ヲ生スルモノナルカ故ニ、時効ハ請求ノ時ヨリ起算セサルヘカラサレハナリ

第三百七十七條 之二違フ時ハノ下「亦前條ノ刑ニ処ス」トアルヲ「質債權者ニ対シ支払ノ効ナシ」トスヘシ

(理由) 右ノ場合ニ於テ買主カ質債權者ニ支払ヲ為ストモ其効ナケレハ、質債權者ノ請求ニ応シ再ヒ之ヲ質債權者ニ支払ハシムルハ可ナリ、何ソ刑ヲ加フルヲ要センヤ、是レ改正ヲ要スル所以ナリ

第三百九十八條中「白地」ノ二字ヲ削リ「裏書讓渡人ノ署名捺印ノミ」ト改ム

(理由) 白地トハ英語ノ「ブランク、インドースメント」ノ意ニシテ、唯「裏書讓渡人ノ署名捺印ニテ充分ナリトノコトナレハ、白地ノ二字ヲ改メテ「裏書讓渡人ノ署名捺印ノミ」トスルヲ望ム、就テハ三百九十六條ノ裏書ハ「スベシアル、インドースメント」ノ意味ニ解釈スヘキヲ以テ、別條ヲ設ケ「指図證券ノ裏書ニハ年月日及ヒ裏書讓受人ノ氏名ヲ記シ裏書讓渡人之ニ署名捺印スヘシ」トスヘシ、從テ次條ノ改正ヲ要スルナリ

第三百九十六條ヲ「指図證券ニハ年月日ヲ記シ發行人之ニ署名捺印スヘシ」ト改ム

(理由) 三百九十八條改正ノ理由書ニ基ケハナリ

第四百十六條 「其行為ニ付キ<sup>○</sup>第三者ノ問ニ<sup>○</sup>対シテ<sup>○</sup>ヨリ<sup>○</sup>又<sup>○</sup>ハ<sup>○</sup>其<sup>○</sup>マテヲ<sup>○</sup>削除シ、代弁人ノ下ニ<sup>○</sup>字ヲ<sup>○</sup>加フヘシ

(理由) 如何ニ常囑ノ代弁人ナリトテ相当ノ権限ナキニ第三者ニ対シテ之レアリト明言シタルカ為メ、委任者ヲシテ其責任ヲ負ハシムルハ理ニ於テ許スヘカラサルノミナラス、委任者ノ迷惑少ナカラス

第四百二十七條 第三項中商慣習ノ三字ヲ削除ス

(理由) 慣習ハ反対ノ法律又ハ特約ナキ場合ニ始メテ適用スヘキモノナルカ故ニ、特ニ契約ヲ為ス場合ニハ敢テ慣習ノ如何ヲ問フヲ要セサルヘケレハナリ

第四百二十八條 第一号中法律ノ下ニ商慣習ノ三字ヲ加フ

(理由) 仲立人カ特約ヲ為サスシテ商慣習ニ反スルノ取引ヲ為スヤ否ヤヲ監視スルコトモ亦法律命令等ニ反スルノ取引ヲ為ス場合ト同シク必要ナレハナリ

第四百七十條 「反対ノ明言ヲ為サ、ルトキハ」ヲ改メテ「明言ヲ為シタルトキハ」ト改ム

(理由) 第四百五十六條ニヨレハ仲買人ハ総ヘテ他人ノ計算ヲ以テ商業ヲ営ムヘキモノナリ、然ルニ本條ノ如ク定ムルトキハ委任者カ明ニ反対セサル以上ハ常ニ自己ノ計算ニテ商業ヲ営ムコトヲ得ルコトトナリ相抵触スルノ結果ヲ生スヘシ、故ニ明言ヲ為シタルトキニ限り自己ノ計算ヲ以テ職務ヲ施行スルコトヲ得ヘシトスレハ第四百五十六條ニ反スルコトナシ

第四百八十四條 第三号中「但シ容量ヲ以テ計算スルノ慣例アル

モノハ重量ニ代フルニ容量ヲ以テスルコトヲ得」ナル但書ヲ加フ  
(理由) 棉花燈心等ノ如キハ容量甚タ大ナルモ重量甚タ少ナキヲ以テ、現今送り状ニハ常ニ其容量ノミヲ記入スルハ運送業者普通ノ慣例ナルノミナラス、若シ必ラス重量ヲ記載ストセハ其益ナク

シテ不便多キハ明カナル事実ナレハナリ

第四百九十七條 本條中「売却シ得ヘカラサル」ヲ改メテ「売却シ得ヘキ」ト改ム

(理由) 売却シ若シクハ使用シ得ヘカラサル場合ハ既ニ前條ノ規定シタル所ナルカ故ニ本條ニ於テ再ヒ同一ノ如キ場合ヲ規定スルノ必要ナキノミナラス、草案第五百五十五條(本條ニ該当スヘキ條ナリ)ニモ明カニ「其殘部分仍使用シ又ハ売却シ得ヘキトキハ其全品中ヨリ減シタル価格ヲ賠償スヘシ」トアルヲ見レハ、本條中「売却シ得ヘカラサル」トアルハ或ハ立法者ノ誤ナランカ

第五百三條 本條中「甚シキ」ノ三字ヲ削除ス

(理由) 運送人ハ他ノ代理人等ト違ヒ他人ノ物品ノ委託ヲ受ケ自ラ之ヲ管理運送スルモノナレハ其責任モ重カラサルヲ得ス、随テ差少ノ怠慢等ニヨリテ生シタル損害ニ対シテモ充分ナル賠償ヲ為スノ責アレハ、特ニ「甚シキ」云々ノ字ヲ加フルノ要ナシ、若シ之ヲ加フルトキハ甚シカラサル怠慢等ニツキテハ、運送人ハ十分ナル損害賠償ヲ為スノ責ナキカ如クニ思ハレテ不都合ナレハナリ

第五百二十一條 「但シ現実且相当ノ旅行需用ニ充タスニ必要ナラサル手荷物ト雖モ旅客運送人ニ甚シキ過失アリタルトキハ賠償ノ責アリ」トノ但書ヲ加フ  
(理由) 仮令ヒ現実且ツ相当ノ旅行需用ニ充タスニ必要ナラサル

モノニテモ、旅客運送人ニ甚シキ過失アルトキニ当リ其運送人カ賠償ノ責ヲ負ハストハ甚タ不当ナリト云ハサルヲ得ス、故ニ既に甚シキ過失ノアリタル場合ニハ総テノ手荷物ニ対シ其旅行需用ヲ充タスニ必要ナルヤ否ヤヲ問ハスシテ賠償ノ責ニ任セシムヘキナリ

第五百二十六條 但書ヲ「公商公買ノ手ヲ經サル盜品又ハ紛失品ハ此限ニアラス」ト改正スヘシ

(理由) 原文ノ儘ニテハ盜品又ハ紛失品ハ仮令買主及ヒ売主双方善意ニ売買シタル時ト雖モ、其売買ハ無効ナルヲ以テ實際盜品又ハ紛失品ナルトキハ仮令數十人ノ手ヲ転輾シタル後ト雖モ之ヲ正当所有主ニ取戻サル、ノ虞アリテ売買ノ安固ヲ害スルニ至ルヘシ、茲ヲ以テ我国旧來ノ規則ヲ採用シ、凡ソ公商公買ノ手ヲ經タル上ハ仮令ヒ盜品又ハ紛失品ト雖モ売買有効ナリトスヘケレハナリ

第五百三十三條 且ツ別段ノ契約以下全文ヲ削除ス

(理由) 其物カ見本ノ所有者又ハ製出者ニ由來セストモ見本等ニ適合スレハ商業上別ニ不都合ハナカル可シ、然ルニ原文ノ儘ニテハ仮令其物カ見本等ニ適合スレトモ、其物カ見本等ノ所有者又ハ製出者ニ由來セサルカ為メ売主ノ迷惑スルコトモアレハナリ

第五百四十一條 第二項ヲ「別段ノ契約又ハ商慣習ナキトキハ物ノ引渡ト代価ノ支払ハ同時ニ為スヘキモノトス」ト改ム

(理由) 立法者ノ意ハ右修正文ノ如クナルヘシト雖モ、原文ノ儘ニテハ或ハ物ノ引渡ハ代価支払ノ前ニ於テ為スヘキヤノ疑ヲ生スヘケレハナリ

第五百九十條 「又ハ資産上以下至リ」迄ノ十四字ヲ削除ス

(理由) 資産上切迫ナル狀況ニ至リタルトキハ期限ノ満了前ニ元債ノ償還ヲ求ムルヲ得ト規程セリト雖モ、其狀況ハ総テ事實ノ問題ニシテ且實際ニ於テ切迫ナル狀況ト認ムヘキヤ否ヤヲ區別スルコト困難ナルヲ以テ、寧ロ仕払停止ヲ以テ請求權ヲ生スルモノト為スノ明瞭ナルニ若カサルナリ、故ニ「又ハ資産上切迫ナル情況ニ至リ」ノ十四字ヲ削除スルノ必当ナレハナリ

第六百七條 自己以下加ヘテノ数字ヲ削除シ「相。当。ノ。注。意。ヲ。加ヘ」ト改ム

(理由) 自己ノ所有物ニ付テ為スト同一ノ注意云々トアレトモ、平常粗暴ナルモノ或ハ或ル時ニ於テ自己ノ物件ヲ処理スルニ過失アリタルモノハ決して責任ヲ負ハサルニ至ルヘク、又他人ノ物件ト自己ノ物件ト同時ニ損害ヲ受ケタル時ハ大懈怠アリト雖モ、尚其責ニ任セサルノ不都合ヲ生スルニ至ルヘシ、故ニ各場合ノ事情ニ応シテ相当ノ注意ヲ加フヘシト改正スヘシ

第六百九條 削除

英米國ニ於テハ旅店主ニハ至重ノ重任ヲ負擔セシムト雖モ、旅客

皆各室ヲ構へ且戸締厳重ニシテ開閉ノ際一室毎ニ備付ノ鍵アリ、然ルニ我国ノ旅店ノ如キハ各室互ニ通スルヲ得ヘク、或ハ唯唐紙障子ヲ以テ隔ツルノミ、左リトテ旅店主漫ニ旅客ノ携帶品ニ手ヲ附クヘキニ非ス、故ニ彼是同一ノ規則ヲ設クルハ大ニ不都合ニハアラサルヘキヤ、宜シク我国旅店ノ事情ニ相当セル規定ヲ設ケサレ可ラサレハナリ

#### 第六百二十三條 削除

(理由) 受託者ハ契約上寄託者ニ対シテ物件ヲ返還スルノ義務アルコト勿論ナリト雖モ、若シ受託者ニ対シテ他人ノ物件ヲ請求セハ受託者ハ如何スヘキヤ、常ニ寄託者ニ返還スヘシトセハ或ハ眞正所有者ノ權利ヲ害スルニ至ルヘク、他請求者ノ權利ヲ調査スヘシトセハ或ハ寄託者ニ対シテ賠償ノ責ヲ負フニ至ルヘク、受託者ハ双方ノ權利ヲ調査スヘシトセハ其迷惑少ナカラス、英国ニ於テハ受託者ハ二人ヲ被告トシテ裁判所ニ訴ヘ誰カ權利アルヤヲ判決セシムルヲ得ルナリ、本條又三人ノ權利ヲ調査セシムルノ方法ヲ定メサルヘカラサレハナリ

第六百五十四條 又ハ保険料ノ支払ニ付キヨリ羈束セラル、事ナシ迄ヲ別項トシ、又「但シ以下を別項トシ且「若クハ変更スル場合」以下「ニ於テハ保険者ハ保険料ノ増額ヲ請求スルヲ得」ノ二十一字ヲ加フ

(理由) 本條ノ儘ニテハ危険ノ増加若クハ変更シタルトキハ保険

者ハ契約ノ責任ナキカ如シト雖モ、斯クテハ被保険者ノ自カラ与リ知ラサル他人ノ所為ノ為メニ損害ヲ蒙ルコト少ナカラス、故ニ唯保険者ハ保険料ノ増額ヲ請求スルヲ得ト改正スヘシ、尤モ被保険者ニ悪意アルトキハ契約上ノ責ナシトスルハ妨ケナキナリ

第六百六十條 第二項「被保険者ノ債権者ハ総テ請求權ヲ有セス」ノ数字ヲ削除シ「所有者ハ優先權ヲ有ス」ト改ム

(理由) 被保険者ノ債権者ハ総テ請求權ナシト定メタルハ絶対的ニ權利ナシトノ謂ニハアラス、唯所有者先取特權アルノ意ナルヘシ、本條ノ文面ニテハ絶対的ニ權利ナキカ如キ疑ヲ生スヘケレハ、明カニ所有者ノ先取特權ヲ有スト定ムヘキヲ要スレハナリ

#### 第六百六十條 第三項削除

(理由) 第六百三十九條ニ依レハ価額四千元ノ物ニ二千元ノ保険ヲ契約スレハ残余ノ二千元ニ付テハ被保険者ヲ以テ自己ノ保險者ト看做シ、保險者ト被保險者ト危険ヲ分担スルヲ以テ被保險物ノ半額即チ二千元火災ニ罹リ損失スルトキハ、保險者ハ其損失ノ半額一千元ヲ弁償スルモノトス、是普通ノ規定ナリ、本項ニ於テハ例外ヲ設ケ所有者ノ損害賠償ノ要求ニ充テシカ為メニ保險ニ付シタルトキハ、斯ル場合ニ於テモ保險者独リ損害ノ全部ヲ負担スヘキモノトスルハ保險者ニ不利甚タシ、被保險者カ所有者ノ損害賠償ノ為メニ保險シタルト否トハ独リ被保險者ト第三者タル所有者トノ關係ニシテ保險者ノ与リ知ル所ニアラス、然ルニ保險者ハ同

額ノ保険料ヲ受取りテ二倍ノ危険ヲ負担スルハ当然ノ事ト思考スルヲ得ス、故ニ本項ハ全ク删除ス可シ、若シ本項ヲ存スルヲ必要トスレハ損害賠償ニ充テンカ為メ其旨ヲ明示シテ保険ニ付シタル場合云々ト改正シ、保険者ヲシテ予メ相当ノ保険料ヲ受取ルコトヲ得セシム可キヲ要スレハナリ

第六百七十四條 「其例外タル以下ヲ修正シ」例外タラサル証拠ヲ挙クル責任ハ被保険者ニ在リ」ト改ム

(理由) 保険シタル喪失損害ハ保険証券ニ明示セリ、故ニ保険シタル以外ノ喪失損害アラハ一応保険者ノ責ニ帰セサルモノト推定セサル可ラス、故ニ被保険者ニ於テ保証シタル喪失損害ナルヲ証明セシムルヲ以テ至当ナリトス

第六百八十三條中「既ニ被保険者ノ為メニ積立タル貯金ノ半額」トアルヲ「既ニ被保険者ヨリ受取タル保険料ノ少クトモ三分一」ト改ム

(理由) 本條ノ改正ヲ望ムニハ先ツ貯金ノ二字ヲ解釈セサル可ラス、或人ノ說ニ貯金トハ払込タル保険料ノ元利合計ナリトスレトモ蓋シ大ナリ誤ナリ、元來生命保険ハ貯蓄ノ性質ヲ帶フレトモ通常ノ貯蓄ト全ク同視スルヲ得ス、通常ノ貯蓄ニ在テハ貯蓄銀行ヘ預入タル元金ト元金ヨリ生シタル利子ノ合計ハ預ケ人ノ貯金ニシテ、貯蓄銀行ハ預ケ人ノ外ニハ此元利金ヲ支払フ責任ナシト雖モ、保険料ハ単ニ被保険者各自ノ為メニ貯蓄スヘキモノニアラス、其

一分八年々死亡スル他ノ被保険者ノ保険金トシテ支払ヒ(此分ハ火災若クハ海上保険ノ保険料ノ如ク償還ヲ受クヘカラサルモノナリ)、其一分ハ各被保険者ノ為メニ積立テ(此分ノミ貯金ト謂フヲ得ヘシ)、其一分ハ会社營業ノ費用ニ充テ、且ツ死亡ノ憶算ニ超過シタル時ノ予備トス、生命保険ノ計算ハ甚タ複雑ニシテ了解シ易カラサルニ因リ、可成簡要ノ点ノミヲ挙示セン為メ姑ク会社營業費ヲ除キ所謂純保險料(英語ネット、プレミユム)ヲ分析スレハ左ノ如シ

金拾三円四拾七錢

右ハ英國同盟保險会社ノ死亡表ニ依リ年齡二十歳ニシテ金千円ノ尋常終身生命保險ヲ契約セル被保険者ヨリ払込ム一年分ノ純保險料ナリ

此内

金七円貳拾五錢 一年間ニ同年齡ノ死亡者ヘ支払フ保險金

金七円貳拾貳錢 一年ノ末ニ生存者ノ積立金即チ貯金

合金拾三円四拾七錢

右ノ如ク純保險ノ一半ハ短命ノ不幸者ニ支払フ保險金ヲ補充シ、他ノ一半ノミ生存者ノ為メニ積立タル貯金トナル海上及火災ノ保險ニ在ツテハ、年々支払フヘキ保險金ヲ憶算シ年々ノ保險料ヲ以テ其年ノ保險金ヲ支払ヘトモ、生命保險ニ在ツテハ一年ノ支出ヲ計テ保險料ヲ定ムルトキハ被保険者ノ老ルニ隨テ年々保險料ヲ増スノ不便ヲ生スルヲ以テ、保險契約ノ時ヨリ老後ニ至ルマテ一定ノ保險料ヲ払込シム、即チ少壯ノ時ニ於テ其年ノ死者ニ支払フヘ

キ保険金ノ外ニ、年齢二十歳ノ時結約セル者ハ其年ノ末ニ前記ノ金六円貳拾貳錢ヲ余シ、会社ニ於テハ其人ノ為メニ之レヲ積立テ置クヲ以テ、翌年ヨリ生存中払込ムヘキ保険料ハ二十一歳ノ時新タニ結約セル者ノ終身支払フヘキ保険料ノ全額ヨリ金六円貳拾貳錢ヲ減スルノ割合ニ当リ決シテ毫厘ノ差異アルコトナシ、此年末ノ積金ヲ英語ニテ「レゼルヴ」（貯存金）又ハ「ネット、ヴァールユー、オフ、ポリシー」ノ（保険証書ノ純価値）ト称シ、如何ナル場合ヲ論セス此純価値ノ外ニハ保険会社ヨリ被保険者ヘ還付スヘキモノ無キ計算ナリ

右述フル所ニ依リ本條貯金ノ二字ハ通常ノ貯蓄ト同様ニ払込金ノ元利合計ト解釈スルノ誤リタルヲ知ルニ足ルヘシ、貯金トハ純保険料ノ内不幸ノ死者ニ支払タル残額、即チ生存ノ被保険者各自ノ為メニ積立タル保険証書ノ現価値ナリトスレハ、僅ニ其半額ヲ被保険者ニ償還シ他ノ半額ハ保険会社ノ所得トスルハ被保険者ニ不利ナルコト甚タシ、故ニ償還金額ヲ払込金ノ少クトモ三分一ト改正スヘシ、元來生命保険ハ被保険者相互ニ短命ノ不幸者ヲ濟助スルノ主旨ニシテ恰モ同舟濟水ノ觀アリ、故ニ中途ニシテ保険契約ヲ解除スルモノハ自己ノ便宜ヲ以テ同舟者ヲ捨テ顧ミサルト一様ナレハ、保険契約無効ノ場合ニ於テ其払込金ノ一部ヲモ取戻スヲ得ストノ說ニ依リ、数十年以前マテハ保険無効トナレハ被保険者ニ一錢ヲモ還付セサルヲ欧米生命保険会社ノ例トセシカ、近年保険会社競争ノ結果トシテ此苛酷ノ說ヲ排シ勉メテ被保険者ノ便宜ヲ謀リ、保険解約ノ時ニハ保険証書ノ純価値ヲ計算シ殆ト其全部

ヲ還付スルニ至リタレトモ、其額ハ払込金ノ三分一ヨリ少カラスト契約スルヲ以テ通例トス、生命保険ノ種類ニ依リ或ハ払込金ノ三分二、若クハ五分四ヲ還付スルモノアレトモ、尋常終身保険ノ如キニ在ツテハ三分一以上ヲ還付スルハ過當ニシテ、解約者ノ為メニ会社ニ損失ヲ蒙ラシメ、随テ契約保続ノ被保険者ニ損失ヲ及ホスコトアリ、故ニ本條ニ於テハ償還金額ヲ払込金ノ少クトモ三分一トシ、其余ハ法文ニ明記セサルモ商業上ノ競争ニ一任シテ可ナリ

第六百九十一條 保險会社ハ少ナクトモ毎年一回其年ノ収支一覽表及貸借対照表ヲ作りテ之ヲ公告シ、且各社員及各被保険者ニ送達スルノ義務アリ

（理由）保險ノ事業ハ広ク公衆ノ利害ニ關係スルヲ以テ其計算ヲ秘密ニスヘカラス、勉メテ公衆ヲシテ会社ノ実況ヲ知ラシムルハ一般公衆ノ為ノミナラス、確實ノ会社ニ在テハ可成其実況ノ世上ニ知ラル、ヲ利益トス、故ニ毎年収支一覽表、貸借対照表ヲ新聞紙ニテ公告スルハ必要至當ノ事ナレトモ、且各社員及被保険者ニ送達スルノ義務アリトスルニ至テハ、徒ニ非常ノ手数料費用トヲ要スルノミナラス、實際ニ於テハ殆ント為シ能ハサル事ニシテ且被保険者ノ為ニ大ナル利益ナシ、依テ本條ハ「之ヲ公告シ」ヲ「之ヲ公告スヘシ」ト改メ其以下ヲ刪除ス可シ、左ニ其理由ヲ開陳セン

海上保險ノ如キハ保險ノ期間甚タ短クシテ僅ニ某地ヨリ某地ニ達

スル一般海ニ過キサルモノ甚タ多シ、是等短期ノ保險ハ多クハ各地ノ代弁店ニ於テ契約ヲ締ヒ、契約期間ノ終リタル後ニ非サレハ本店ニ於テハ之ヲ知ラサルモノアリ、一々現在ノ各被保險者ヲ調査シテ之ニ貸借表等ヲ送付スルハ殆ト為シ能ハサル事ナリ

又生命保險会社ニ在ツテハ被保險者ノ人員甚タ多ク、加之其被保險者ハ土著<sup>(註)</sup>ノ農家ニハ少クシテ官吏、銀行及会社ノ雇人、海員、商人、工業等ノ如キ才能技芸ニ依テ衣食スル者其大半ヲ占メ、其居処ノ變転極メテ多ク、独リ国内ニ於テ居ラ転スルノミナラス外国ニ旅行シテ其所在ヲ知ルヘカラサル者アリ、尤保險契約ニハ住居ヲ転スルハ一々会社ニ通知スヘキ旨明示スレトモ、實際ハ之ヲ怠ルモノ甚タ多キヲ免レス、我國ニ於テハ生命保險ノ創始以來未タ十年ニ滿サレトモ、一会社ノ被保險者既ニ一萬余人ニ過ルモノアリ、今ヨリ数十年ヲ經過セハ其人員ノ大ニ増加スルコト明ナリ、斯ク居処ヲ變転スル多数ノ被保險者ニ一々貸借表ヲ送付スルハ極メテ難事ナレトモ、本條ニ依テ之ヲ送付セサレハ第六百九十四條ニ嚴重ノ制裁アリ、假令会社ハ之ヲ送付スルモ萬一被保險者第六百九十四條ヲ利用セン為メ、到達セサルヲ口実トシテ会社其義務ヲ缺キタリト主張セハ何ヲ以テ之ニ抗弁スルヲ得ンヤ、是等ノ紛議ヲ予防スルニハ手数ト費用トヲ顧ミス、書留郵便ヲ用フルモ猶數萬ノ被保險者ニ一々遺漏ナカラシムルハ難事ナリ、況ンヤ収支一覽表、貸借対照表ヲ被保險者ニ送付スルモ生命保險ノ計算ハ複雑ナルヲ以テ被保險者ハ之ニ依テ将来会社ノ計算ニ不足ヲ生セサルヤ否ヤヲ知ルニ足ラサルオヤ、要スルニ公衆ノ為メニ生命保險

会社ノ確實ヲ保タント欲スルニハ第六百九十二條ノ検査ヲ嚴ニシ、生命保險ニ明ナル人ヲシテ監督セシムルノ外ニ手段ナキニヨリ、本條ハ前記ノ如ク修正スルモ妨ナシ

第八百二十四條 合資会社ニ在テハ少クトモ社員ノ過半数、株式會社ニ在テハ取締役ノ総員及ヒ議決權ノ過半数ヲ有スル株主、其他ノ法人ニ在テハ代表者ノ総員及ヒ社員ノ過半数ト改ム

#### 第八百三十條 第二項削除

(理由) 第二項ニヨリ假證書ノ有効期限ヲ制限スレトモ船籍港ニ到著<sup>(註)</sup>スルマテノ間ニ期間ヲ經過スルコト少ナカラス、此場合ニ於テハ其船舶ハ超過期間日本国旗ヲ掲クル等ノ權利ヲ有スル能ハス、若シ之ヲ掲クルトキハ第八百三十三條ノ罰ニ処セラルヘシ

第八百四十三條 又以下ヲ削除シ「但シ之カ為メニ船長ニ損害ヲ加ヘタルトキハ之ヲ賠償スルノ責任アリ」ト改ム

(理由) 契約ニ書面ヲ用イルト否トニ因テ損害賠償ノ責任ノ有無ニ関スルノ理アラサレハナリ

#### 第八百六十一條 第一項削除

(理由) 船長ハ他人ノ指図ヲ受ケテ其職務ヲ破ル可ラス、指図ヲ以テ之ヲ破リタルトキハ指図者ハ自己ノ非行ヲ理由トシテ損害賠償ヲ請求スルヲ得ス、又其指図シタル所為國法ニ反スルトキハ指

図人カ情況ヲ知ルト否トヲ問ハス国法之ヲ救護セサルナリ

第八百六十三條 然レトモ以下ヲ削リ「然レトモ此等ノ事項ニ関シテハ船舶所有者又ハ之カ為メニ特ニ委任セラレタル代人ノ指図ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス」ト改ム

(理由) 然ラサレハ本文通りニテハ総テノ場合ニ一々指図ヲ受クヘキヤノ疑アルノミナラス、船長ハ自己ヨリモ劣等ノ代人ノ指図ニ従ハサル可ラサルノ觀アルヲ免レサレハナリ

第八百八十六條 「船長ノ懲戒權ヲ以テ之ヲ制止ス」トアルヲ「船長相。當ノ懲戒ヲ為スヲ得」ト改ム

(理由) 船長ノ懲戒權ノ度明ナラサルカ故ナリ

第九百三十二條 本條中「ノ半分」ノ三字ヲ削除ス

(理由) 積荷カ全体ニテ共担スルニ独リ船舶及運送貨ノミカ其半分丈ケニテ共担スルノ理ナシ、三者共ニ共同危険ヨリ救ハレタルハ同様ナルカ故ニ其共担ノ義務ニ区別ヲ立ツル能ハサルナリ

第九百六十六條 第二項「前項ノ期間滿了後ハ」ノ九字ヲ削リテ

「前項ノ期間ノ始期カ保險期間中ニアルトキハ」ト改ムヘシ

(理由) 本項ハ有期保險ノ場合ニ於テ最後ノ通信アリタルトキ、期限内ニアリテ其後一ケ年ヲ經過シタルトキハ保險期間ニ喪失シタルモノト推定スルノ意ナルヘシ、然ラハ「前項ノ期間滿了後ハ」

ノ九字ヲ削リテ「前項ノ期間ノ始期カ保險期間中ニ在ルトキハ」ト改ムヘシ

第一千二百條 第二項破産主任官以下二十五字ヲ削除ス

(理由) 自己ノ破産シタルカ為メ其破産手續ニ執務シタリトテ報酬ヲ与フルハ不都合ナリ

第一千五十條 第二項ヲ削リ又過怠破産ノ刑期ヲ明示スヘシ

(理由) 第二項ノ如キ所為ヲ罰スルハ一箇人ノ商業上ノ自由ヲ害スルモノナリ、又本條ニハ過怠破産ノ刑ニ処ストアレトモ其刑期明示アラサルカ故ニ之ヲ確定明示スル必要アレハナリ

(付記)

本資料は国立国会図書館所蔵資料で、『帝国議會貴族院議案』一回(一)(明治二十三(二十四)年、請求記号・BZ・4・T0 1)に収録されている。高木正年は第一回帝国議會で本法律案を提出しているが、衆議院の『帝国議會法律案』(BZ・4・T0 1)には、第一回帝国議會提出の法律案自体を確認することができず、貴族院議案の中に収録されていることが判明した。本資料の閲覧に際しては、国立国会図書館議會官庁資料室の方々にご配慮を賜った。記して感謝申し上げる次第である。



【参考資料2】

商法施行ノ延期ヲ要スル東京商工会ノ請願書ニ対スル弁明

第一條 法律ハ注釈書ノ如ク詳密ナルコトヲ記載ス可キモノニア  
ラス、故ニ本條ニ於テ単ニ商慣習及ヒ民法トノミアリト雖モ其順  
序ニシテ現ニ商慣習ノ字民法ノ字ノ上ニアル以上ハ先キニ記載シ  
タルモノヲ先キニ適用ス可キハ疑ヲ容レサル所ナリ

第一篇 第三章 商号

第一

商号ハ従来ノ屋号ニ異ラサルモノニシテ即チ營業ヲ表示スル名称  
ナルヲ以テ商業上ニ於テ取引ヲ為スニハ商号ヲ以テスルヲ常トス、  
是レ他ナシ商業ハ商人其人ヨリモ寧ロ營業ヲ代表スル商号其物カ  
之ヲ営ムモノト看做スニ依ル、故ニ營業ノ生スル所ニハ商号必ス  
ナカルヘカラス、夫レ然リ然ルトキハ商法中商号ニ関スル規定ノ  
缺クヘカラスル知ル可キナリ 而シテ故意ニ他人ノ商号ヲ濫用シ  
自己ノ利益ヲ計ラントスル者ナキニ非ルハ發議者ニ於テモ明言ス  
ル所ナラスヤ、然ラハ即チ商号ノ規則ヲ設クルニ於テハ如此キ弊  
害ヲ排除スルヲ得ヘシ、之ニ反シテ商号ノ規定アルカ為メニ弊害  
ヲ生スルノ点ハ一モ之ヲ見サル所ナリ、加之従来慣用セル商号ノ  
如キハ商法施行条例ヲ以テ例外ヲ定メタルニ依リ其之ヲ繼續使用  
スル点ニ付テモ毫モ差支アルコトナシ

第二

發議者ハ本章ノ規定ヲ実施スルトキハ商人ノ徳義心ヲ破壊スルト  
云フト雖モ法律ノ為メニ此ノ如キ結果ヲ生スルノ道理ナク法律ナ  
キカ為メ却テ徳義心ヲ全フスルヲ得サルモノアルハ發議者ニ於テ  
モ現ニ認知スル所ナリ、是レ此規則アルヲ要スル所以ナリトス

第八十一條 第八十二條 開業トハ營業開始ノ意ナリヤ或ハ事業  
着手ノ意ナルヤノ疑点ハ其帰スル所同一ナラサルヲ得ス、何トナ  
レハ着手シタル事業ニシテ營業ニ属スルモノナルトキハ即チ營業  
ノ開始タルニ外ナラサルヲ以テナリ、故ニ營業ニ属スル事業ノ着  
手ヲ以テ之ヲ開業ト云フニ於テ何ノ妨カ之アラシ

第九十五條 百分ノ七ノ利息トハ契約ナキ場合ニ限ルハ猶民事上  
ニ於テ百分ノ六ノ利息ヲ求ムニ異ラサルカ如シ、故ニ契約若クハ  
定款ヲ以テスルトキハ法律上ノ制限ヲ超ヘサレハ何程ニ為スモ差  
支アルコトナシ

第二百二十二條 会社財産ノ公示ヲ必要トスル所以ヲ知ラハ不動  
産質ノ債權者名簿ノ如キモ亦之ヲ秘スルノ道理ナキヲ了解スルナ  
ラン、而シテ商法施行条例ニ依リテ之ヲ見ルトキハ展開ヲ求ムル  
者ハ之レカ為メ特別ノ手数料ヲ払フヘキ規定ナルヲ以テ毫モ会社  
ニ關係ナキモノニシテ殊更ニ閲覧ヲ請求スルモノナカルヘシ、故  
ニ何人タリトモノ語アリト雖モ實際上決シテ不都合ヲ生スルコト  
ナカル可キナリ

第三百七十九條 本條ノ場合ハ一方ニ対シ現物ヲ質入ト為シ他ノ一方ニ対シテハ処分証券ヲ以テ同一ノモノヲ質入シタルモノニ係ル、此場合ニ於テハ何レノ債権者カ優先権ヲ有スルカヲ規定スルハ最モ必要ノ事ニシテ猶ニ重抵当ノ場合ニ於テ債権者ノ順序ヲ定ムルニ異ラス

第四百四十九條 取引所ノ設立ヲ是認シタル以上ハ之カ為メ相当ノ保護ヲ与ヘサルヘカラス、是レ猶現行法律ニ於テ米商会所ノ外ハ之ニ類スル所為ヲ他ノ場所ニ於テ禁シタルカ如シ、況ヤ本條ノ規定タル必スシモ之ヲ禁ス可シト云フニ非スシテ必要ナル場合ニ於テ特ニ之ヲ禁スルコトヲ得ルニ過キサルニ於テオヤ

## 第一篇 第八章 第五節

仲買人ニ間屋ノ名称ヲ付セサルハ本法ニ謂フ所ノ仲買人ト從來ノ間屋トハ其間大ニ異ルモノアレハ其名ヲ存スレハ夫レカ為メ間違ヲ生シ損害ヲ生スルコトアランコトヲ慮ルナリ、而シテ其差異ノ点ニ付テハ本節ヲ一読スレハ直チニ了解スルヲ得ヘシ

第四百八十四條 本條ニ於テ特ニ重量ノミヲ掲ケタルハ重量ナルモノハ運送ニ付最モ之ヲ表示スルノ必要アルニ因ルナリ、而シテ容積ノ如キ之ヲ掲ク可キ場合ナキニ非スト雖トモ法律ヲ以テ必スシモ之ヲ記載ス可シトスルノ必要ナキヲ以テ故サラニ之ヲ掲ケサ

ルニ過キサルナリ、故ニ当事者ニシテ容積ヲ記載スルヲ要スルモノトセハ固ヨリ之ヲ記載スルヲ得ヘキモノニシテ法律上此ノ如キ明文ナキモ實際上毫モ差支アルコトナキナリ

第四百八十六條 数通ノ証券ヲ発行スル場合ニ於テ其番号等ヲ記載シ幾枚ヲ発行シタルモノナルヤヲ明示スル如キハ正整ナル商人ノ必ス行フヘキモノナルノミナラス法律ニ於テ如此キコトヲ為スヘキコトヲ禁セサル以上ハ之ヲ行フヲ得ヘキハ勿論ナリ

第六百六十條第三項 本條ノ規程ハ予メ価額ノ確定セサル損害賠償ノ義務ヲ保險ニ付シタル場合ナルヲ以テ反対ノ契約ナキ以上ハ縱令事情自己保險ト看做スヘキ場合ト雖モ保險者ニ於テ其生シタル損害ノ全部ヲ負担セサルヘカラサルモノトス、故ニ其損害額ヲ確定シタル場合ニ対シテハ本條ヲ適用スヘカラサルヤ論ヲ俟タサルナリ

第六百八十三條 貯金ノ字ヲ以テ英語ノ所謂「ネット、プレミアム」ノ意義ナリト解釈スルニ於テハ或ハ論者ノ如キ迷ヲ生スルナキニ非サル可キモ貯金ノ字タル公平ニ之ヲ解釈スルトキハ積立タル元金ト利息トノ謂ナルコトハ固ヨリ論ヲ待タサル可キナリ、故ニ本條ハ元金ト利息トノ半額ヲ指シタルモノタルハ勿論ナレトモ抑モ發議者ハ此払戻金額ノ割合ヲ減少シ之ヲ三分ノ一トナサントスルニ在リ、而シテ此三分ノ一ナル目安ハ英國ノ統計ニ因リテ生

シタルモノニ過キス、然レトモ英国ノ統計ニシテ果テ他国ノ統計殊ニ我邦ニ適合スルヤ否ヤハ多年経験ヲ経ルニ非サレハ直チニ之ヲ判定スルヲ得ヘキニ非サルヲ以テ此等ノ当否ハ実施ノ後ニ非サレハ到底之ヲ確定スルヲ得サル可キナリ、況ヤ本条ニ於テハ若シ約定ナキトキハトアルヲ以テ半額ヲ払フコトヲ欲セサル者ニ在テハ適意ノ契約ヲ為スヲ得ヘキコト勿論ナルニ於テオヤ

第六百八十八條第一項 年金ノ保險ト雖モ貯蓄タルノ性質ニ至テハ毫モ生命保險ニ異ナラサルナリ、果シテ然ハ年金ノ保險ニ限り解約ノ權利ヲ与ヘサルノ道理ナキヲ以テ仮令偶保險者ノ不利トナル可キ場合アリトスルモ社会一般ノ利益トナル上ハ敢テ保險者ノ不利ヲ顧ミルヲ得サルモノトス、是則チ本条ニ於テ年金保險ヲ以テ生命保險等ト同視スル所以ナリ

第六百九十條 發議者ノ提出シタル修正案ニ依レハ単ニ準備金ナル三字ヲ省キタルニ過キサリナリ、然レトモ此文字ヲ削除シタレハトテ其實際ニ至リテハ同ク準備金ヲ設クルモノナレハ殊更ニ之ヲ削除スト雖モ其精神ニ至リテハ毫モ損益スル所ナシ

第六百九十一條 被保險者ハ保險契約ニ付キ利害ノ關係ヲ有スルノ最モ大ナル者ナレハ保險營業ノ現情ヲ知ルノ必要アル勿論ナルヲ以テ保險者ニ負ハシムルニ其現情ヲ被保險者ニ通知スルノ義務ヲ以テスルヲ至当ナリトス、而シテ之カ為メ要スル手数料及ヒ費

用ニ至テハ其通知ニ依リテ利益ヲ受クヘキ被保險者ヨリ徴取スルヲ得ルノ道アリ、又送達ノ手数ニ付キ不都合アリト云フト雖モ民事訴訟法ニ於ケル郵便送達ノ方法ニヨレハ毫モ差支アルコトナシ

第六百九十四條 發議者ハ生命保險ニ限り特例ヲ設クルコトヲ希望スルモノ、如シト雖モ決シテ其必要アルヲ見ス、唯其現支払期間ナル字句ニ付キ疑問ヲ生スルハ生命保險ノ性質ヲ解得セサルニ坐スルモノナリ、元來生命保險ナルモノハ其他ノ保險ト異ナリテ貯金ノ性質ヲ有スルモノナル故ニ保險契約ノ全期間ヲ以テ保險料支払期間ト為サ、ルヲ得サルヤ明ナリ、故ニ字句ノ解シ難キヲ以テ特例ヲ設クヘシト論スルカ如キハ蓋不当ノ甚シキモノト謂フ可シ

### 第三篇 第六章 第八章

海損及保險ハ英国法律ノ原則ヲ採用センコトヲ希望スルモノ、如シ、而シテ其依ル所ノ英法ノ主義ハ既ニ我邦ノ慣習ト為レリト云フト雖モ發議者ノ明言スルカ如ク我邦ニ於テ海上保險ノ業ヲ営ム者ハ東京海上保險会社ノ一社ニ過キス、果シテ然ラハ僅ニ一社ノ慣習ヲ以テ我邦ノ慣習ト云フヲ得サルハ論ヲ俟タサルナリ、之ニ反シテ本法及ヒ其他新法典ノ精神ハ専ラ本邦將來ノ商事ニ適スヘキ所ノ法律ノ原則ヲ採用シタルモノナレハ偶々如此キ事故アルカ為メ忽然異常ノ原則ヲ挿入スルニ至テハ首尾相貫徹セスシテ為メ

二不都合ナル結果ヲ生ス可キナリ、是レ豈此法典ニ対シテ為スヲ得ヘキ所ナランヤ、然レトモ其性質上当事者ノ相對ヲ以テ随意ニ契約シ得可キモノニ付テハ商法ノ規定ニ依ラサルヲ得サルノ必要ナキ言ヲ俟タサルナリ

**第九百三十條第三項** 本條修正案ニ於テモ前陳ノ如ク徒ニ英法ノ主義ヲ可ナリト云フニ過キス、而シテ英法ノ主義ヲ可トスルヤ又ハ本法原則ノ可ナルヤハ決シテ今日之レヲ論定スルヲ得サルヘシ然ラハ即チ此論說タルヤ亦以テ本案ヲ修正セサル可カラサルノ理由ト為スニ足ラサルヘシ

**第九百三十二條** 本條ノ修正モ亦英法主義ニ基キタルニ過キスシテ欧州大陸諸國ノ法律ニ於テハ亦本條ト異ル所ナシ

**第九百四十條 第九百四十五條** 本條ニ謂フ所ノ海損トハ英法ノ所謂分損タル意味ニノミ使用セラレタルモノト云フカ如シ、然レトモ此場合ハ分損即チ単独海損ノミニ限リタルニ〔ア〕ラスシテ単独海損ノ責ニ任セサル旨ヲ記載シタルトキハ以テ其責ヲ免レ共同海損ノ責ニ任セサル旨ヲ記載シタルトキハ即チ共同海損ノ責ヲ免ル可キモノナリ

**第九百六十五條第三項** 本條ハ英法ニ在テハ事實ニ依リ決スヘキ問題ナレトモ本法ニ於テハ法律ヲ以テ予メ之カ決定ヲ為シタルモ

ノナリ、夫レ損失又ハ毀損カ価値ノ四分ノ三ヲ超過シタル場合ニ於テハ之ヲ修繕スルニ付則チ四分ノ三以上ニ相当スル費用ヲ支弁セサルヲ得ス、而シテ四分ノ三以上ノ費用ノ支弁ヲ要スルカ如キ破損等ヲ生シタル場合ニ在リテハ縦令之ヲ修繕スルモ其価値従前ノ如クナルヲ得サルモノト看做シ即チ如此キ費用ヲ要スル場合ニ在リテハ其費用ハ回復後ノ価値ニ超過スヘキモノト推定シタルモノナリ

**第九百六十六條第一項** 種々ノ航海ノ為メ船舶ノ失踪ニ付キ一々特別ノ期限ヲ定ムルハ法律ヲ以テス可キモノニ非ス、故ニ本條ハ之ヲ遠洋航海ト沿岸航海トノ二個ニ區別シ以テ其期限ヲ定メタルモノニシテ欧州大陸諸國ノ法律ニ於ケルモ亦多クハ如此キモノナリ